

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータ
ソフトウェア関連発明等の特許保護の現状に関する
調査研究報告書

平成 29 年 11 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

A. 総括

1 各国・地域の制度・運用の概要一覧表

項目		日本	米国	欧州
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義		<p>・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう</p>	<p>・「発明」とは、発明又は発見をいう</p> <p>・新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる</p> <p>・判例上の例外として、「自然現象」、「自然法則」、「抽象的アイデア」がある</p>	<p>・発明の定義規定はない</p> <p>・『発明』という語は『技術的性質を有する主題』と解釈されるべきである(審決)</p> <p>・欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される</p> <p>・EPC52条2項には、発明とはみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は行為それ自体に關係している範囲内においてのみ特許性が排除される(例:コンピュータプログラムそれ自体)</p>
発明が特許されるための要件		<p>・発明であること</p> <p>・産業上利用可能性</p> <p>・新規性</p> <p>・進歩性</p> <p>・拡大先願</p> <p>その他、記載要件等</p>	<p>・保護適格性</p> <p>・新規性</p> <p>・非自明性</p> <p>その他、記載要件等</p>	<p>・技術分野に属する発明であること</p> <p>・産業上利用可能性</p> <p>・新規性</p> <p>・進歩性</p> <p>・黙示的な要件として、技術的性質が必要</p> <p>その他、記載要件等</p>
CS関連発明等の定義		<p>「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、その発明の実施にソフトウェアを必要とする発明である</p>	<p>特になし</p>	<p>「コンピュータ実施発明(CII)」という表現は、コンピュータ、コンピュータネットワーク若しくはその他のプログラム可能な装置を含む請求の範囲であって、クレーム発明において表面上1つ又は複数の特徴がプログラムによって実現されるものを対象とする</p>
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	<p>・自然法則を利用した技術的思想の創作でなければならない</p> <p>・ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である</p>	<p>クレーム発明は、4つの法定のカテゴリの1つを対象としなければならない。また、判例上の例外を含む主題を対象としてはならない</p> <p>判例上の例外に関する2 part分析</p> <p>①まずクレームが抽象的アイデアを対象としているかを判断し、</p> <p>②抽象的アイデアを対象としている場合、その抽象的アイデアを遙かに超える要素が追加されているかを判断する</p>	<p>・請求の範囲の主題は、クレームしている主題が技術的性質を有しているのか否かを判断する目的で、全体として考慮する</p> <p>・技術的性質は先行技術を参酌せずに評価する</p> <p>・技術的手段を定義又は使用するクレーム主題は第52条(1)で意味する発明といえる。これは技術的手段が公知であっても適用される</p> <p>・プログラムは、プログラム(ソフトウェア)とそれを実行するコンピュータ(ハードウェア)との間の「通常の」物理的作用を超えた更なる技術的効果をもたらす可能性があれば特許性が排除されない</p>
	特記事項	なし	<p>(機能的記載)</p> <p>機能的表現をした場合の権利範囲は、明細書に記載されている構造や実施例又はその均等物に解釈される</p>	<p>(進歩性)</p> <p>・全ての発明と同様に、技術分野の課題を解決するものでなければならない</p> <p>・混成タイプの発明の進歩性を評価するときには、発明の技術的性質に貢献する特徴すべてを考慮する。発明の技術的性質に貢献しない特徴は、進歩性の存在を裏付けることができない</p>
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○	×	○
	プログラム製品	○ ^{a)}	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	○	×	○
信号	×	×	○	

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

a)日本ではプログラム製品は、プログラム自体、プログラムが記録された記録媒体又はプログラムが読み込まれたコンピュータシステムを指す。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		中国	韓国	英国
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す ・技術的課題を解決することによって、自然法則に基づく技術的効果を獲得するために、技術的手段を用いていない方案は、専利法2条2項に規定された客体に該当しない ・専利法25条には、専利権を付与しないものが列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明の定義規定はない ・特許は、次の諸条件を満たす発明にのみ付与することができる。 (a) 発明が新規なものであること (b) それが進歩性を具えていること (c) それが産業上利用することができるものであること ・欧州と同様に、特許法1条2項には、発明と認めないものが列記されている。ただし、その事柄に係る限度においてのみ、発明として扱うことを禁じるものと解さなければならない
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・専利権を付与しない客体に該当しないこと ・新規性 ・創造性 ・実用性 <p>その他、記載要件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 ・拡大先願 <p>その他、記載要件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・熟示的な要件として、 ・技術的な寄与が必要 <p>その他、記載要件等</p>
CS関連発明等の定義		<p>発明で提示する課題を解決するため、コンピュータプログラムの処理フローが全部又は一部の基礎となっており、コンピュータが前記フローに沿って作成されるプログラムを実行することにより、コンピュータの外部又は内部の対象を制御、又は処理する解決案をいう</p>	<p>「コンピュータ関連発明」とは、「発明がその実施のためソフトウェア又はハードウェアによって実現された論理段階を必要とする発明」をいう</p> <p>「営業方法発明」とは、「営業方法など事業アイデアをコンピュータ、インターネットなどの情報通信技術を利用して実現した新しいビジネスシステム又は方法をいう」</p>	<p>特になし</p>
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・知的活動の法則と方法の内容を含むとともに、技術的特徴も含むものであれば、専利法25条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない ・いわゆる、技術三要素（技術的課題、技術的手段、技術的効果）の要件を満たすものは、専利法2条2項という技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する 	<p>コンピュータプログラムによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合には、自然法則を利用した技術的思想の創作であり発明に該当する</p>	<p>Aerotel/Macrossan テスト</p> <ol style="list-style-type: none"> ①クレームを適切に解釈する ②実際に寄与するものを特定する ③それが特許性を排除される主題に該当するか否かを問う ④実際の又は主張される寄与が、実際に性質上技術的であるかチェックする <ul style="list-style-type: none"> ・技術的な寄与に係るのか否かに有益な5つの道標が示されている ・先行技術と比較した発明の寄与が判断され、先行技術によって結果が異なるものになる可能性がある
	特記事項	<p>(機能的記載) 請求項において機能的、作用的記載を行った場合、中国では米国と同様に権利範囲は実施例及びその均等物に限定解釈される</p>	なし	<p>(EPOとの関係) 英国の保護適格性の判断においては、EPOのテストに切り替えることはなく、Aerotel/Macrossan テストを採用する立場をとった</p> <p>(進歩性) 第1条(2)によって特許性が排除される対象は、発明を特許可能とするために必要な新規性及び進歩性に寄与しない</p>
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	×	×	○
	プログラム製品	×	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	×	×	○
信号	×	×	○	

○: 認められる可能性がある、×: 認められない、-: 不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		ドイツ	インド	ロシア
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明の定義規定はない ・明確な原因と結果を持つ成果を達成するために制御可能な自然力を使用する体系的な教示について特許保護が可能である(判例) ・特許は、如何なる技術分野の発明に対しても、それが新規であり、進歩性を有し、また、産業上利用可能である場合は、付与されるものとする ・欧州と同様に、特許法1条4項には、発明とみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は活動それ自体について保護が求められる場合に限り、特許性を阻害する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう ・特許法3条には、発明としないものが列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品(装置、物質、微生物の菌株、植物若しくは動物の細胞培養を含む)又は方法(有形手段を用いて有形物に影響を与える方法)に関連するあらゆる主題分野における技術的解決は、製品又は方法が特定の目的で使用される場合を含め、発明として保護を受けることができる。発明は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な場合は、法的保護が付与される ・連邦民法第4法典1350条には、発明とみなされないものが列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 黙示的な要件として、 <ul style="list-style-type: none"> ・技術的な教示が必要 その他、記載要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・進歩性 ・産業上の利用可能性 ・新規性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明とみなされないものでないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	コンピュータ関連発明(CRI)はコンピュータ、コンピュータネットワーク又はその他のプログラム化できる機器の使用を伴う発明を備え、また、当該発明で、1つ又は複数のコンピュータプログラムによって全体的又は部分的に実現される特徴を1つ又は複数持つものを含む	コンピュータプログラムとは、客観的形式で提示された、一定の結果を得る目的でコンピュータ及び他のコンピューティングデバイスを操作するためのデータ及びコマンドの総称であり、コンピュータプログラムの作成過程で得られた準備資料、及びそのプログラムによって生み出された視覚表示も含まれる
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	①クレームされる発明の少なくとも一部の要素がなんらかの技術分野に該当するかを判断する ②クレームが全体として具体的かつ客観的な技術的課題を解決する技術的手段で構成されるか否かを判断する	コンピュータプログラム「それ自体」は発明とみなされないが、コンピュータプログラムには一定の他の事物、その副次的なもの又はそれを基に展開されたものが含まれることがあり、これらが発明である場合、特許の対象となり得る	コンピュータプログラム「自体」は発明とみなされないが、有形手段を用いて有形物に対して行動を実行する工程に記載され、技術的結果が達成されるアルゴリズムは、特許の対象となり得る
	特記事項	(進歩性) 進歩性の審査では、技術的手段による技術的課題の解決方法を決定する又は少なくともこれに影響を及ぼす特徴のみが考慮される	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○/× ^{b)}	×	×
	プログラム製品	○	○	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	○/× ^{b)}	×	×
	信号	○/× ^{b)}	×	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明
b)海外質問票調査で見解が分かれた。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		カナダ	ブラジル	オーストラリア
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		・「発明」とは、新規かつ有用な技術、方法、機械、製造物若しくは合成物、又は技術、方法、機械、製造物若しくは合成物の新規かつ有用な改良をいう	・発明について、積極的な定義規定はない ・新規性、進歩性及び産業上の利用可能性から成る要件を満たす発明は、特許を受けることができる ・産業財産法10条には、発明とみなされないものが列記されている	・「発明」とは、特許証、及び独占法第6条の範囲内における特権の付与の対象に係わる何らかの新規製造の態様を意味し、発明であると主張されているものを含む
発明が特許されるための要件		・法定主題であること ・新規性 ・非自明 ・記載要件	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明とみなされないものでないこと ・記載要件	・新規性 ・進歩性 ・有用性 ・記載要件 なお、特許可能な主題であることが必要
CS関連発明等の定義		特になし	「コンピュータプログラム」とは、「特定の方法かつ特定の目的のために動作させる、デジタル又はアナログ技術に基づくデータ、デバイス、周辺機器及び装置を取り扱う自動機器に必ず供される性質を有する物理的媒体(メディア)に内蔵された、自然言語又はコード化された言語による組織化された指示の表現」	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体は法定主題ではないが、コンピュータプログラムが法定の方法 (statutory method) (技術的問題に技術的解決策を提供する一連のステップ) を表現する場合、そのプログラムは本質的に技術的であるとみなされ、特許の対象となり得る	コンピュータプログラム「それ自体」は発明としてみなされないが、「技術的効果」を提供するCS関連発明は特許の対象となり得る	コンピュータソフト若しくは関連製品として実施されるソフト若しくは方法に関する特定の除外規定はないが、発明の実体としてクレームされているものが製造の態様 (manner of manufacture) を満たしている場合、特にそれが単なる構想、抽象的概念又は単なる情報でない場合に限り、特許性が認められる
	特記事項	なし	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置 / システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	×	×	○
	プログラム製品	×	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	×	×	○
	信号	×	×	○

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		ニュージーランド	シンガポール	インドネシア
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・クレーム中でクレームされている発明が次に掲げる要件すべてを満たす場合は、当該発明は特許性を有する発明である <ul style="list-style-type: none"> (a) 独占法(英国専売条例)第6条にいう製造方法であること (b) 先行技術ベースと比較したときに、次に掲げる要件の何れをも満たすこと <ul style="list-style-type: none"> (i) 新規であること (ii) 進歩性を伴うこと (c) 有用であること (d) 第15条又は第16条にいう特許性を有する発明から除外されていないこと ・特許法11条には、コンピュータプログラムそれ自体は発明から除外すると規定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・(1)(2)に従うことを条件として、特許性のある発明とは、次の条件を満たすものである <ul style="list-style-type: none"> (a) 発明が新規であること (b) 発明に進歩性があること (c) 発明が産業上利用できること (2) 公表又は利用により不快な、不道徳な又は反社会的な行動を助長することが一般的に予見される発明は、特許性のある発明ではない (3)(2)の適用上、行動は、それがシンガポールにおいて有効な法により禁止されるという理由のみによっては、不快な、不道徳な又は反社会的なもののみならずはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、技術分野における特定の問題の解決のために注がれた発明者の思想であって、物若しくは方法又は物若しくは方法の改良及び改善の形を取る ・特許法4条には、発明に含まれないものが列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・有用性 ・発明から除外されるものでないこと ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明に含まれないものでないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	特になし	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラム「それ自体」は発明から除外されているが、実際の寄与が特許性を排除される主題に該当しない場合は、特許の対象となり得る	実際の寄与がコンピュータ(若しくは、他の技術的特徴)である発明であり、そのコンピュータ(若しくは、他の技術的特徴)がその発明に不可欠であれば、特許の対象となり得る	「コンピュータプログラムのみを内容とする規則及び方法」は特許されないが、性質上問題処理のための有形無形の技術的且つ機能的効果を有するコンピュータプログラムであれば、特許の対象となり得る
	特記事項	保護適格性の判断において、英国のAerotelテストを導入しているが、第4ステップは採用していない	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	-	○
	方法	○	-	○
	プログラム	○	-	○
	プログラム製品	○	-	○
	プログラムを記録した媒体	○	-	○
	データ構造	○	-	-
	信号	○	-	-

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		フィリピン	ベトナム	タイ
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有する如何なる技術的解決も特許を受けることができる。それは、物、方法若しくはその何れかの改良であってもよいし、又はそれらに関連するものであってもよい ・知的財産法22条には、特許による保護から除外される発明が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決である ・知的財産法59条には、発明として保護されない主題が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、新しい製品若しくは製法を生み出す技術革新若しくは発明、又は既知の製品若しくは製法の改良をいう ・特許法9条には、保護を受けることができない発明が列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・発明があること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明として保護されない主題でないこと ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・保護を受けることができない発明でないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		『コンピュータ』とは、情報処理能力を有する電子的装置又は類似の装置をいい、また、『コンピュータプログラム』とは、語、コード、スキームその他の形式で表現された一連の命令であって、コンピュータが読み取ることができる媒体に組み込まれたときにコンピュータに特定の作業を遂行させ又は特定の目的を達成させることができるものをいう	コンピュータのプログラムに関する発明とは、『コンピュータ実施発明』のことである。この用語は、コンピュータに関する対象、コンピュータネットワーク、一見して保護要求対象の一つか複数の特徴がプログラム(複数)によってなされるようなプログラム可能なデバイスのことを指す	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体に特許性はないが、クレームされた主題が既知の技術に対して技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る	「コンピュータプログラム」は特許保護の主題とされていないが、保護要求対象が技術的な特性を有し、かつ実質的な技術ソリューションとして、技術的な手段で技術的な問題の解決を目指し、技術的な効果をもたらすためのものであれば、特許対象となり得る	コンピュータプログラム自体は、特許として認められないが、機器と何らかの技術的方法とを合わせて、コンピュータプログラムによって制御される製品ののための機械や方法などは、特許の対象となり得る
	特記事項	なし	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○/× ^{c)}	×	×
	プログラム製品	○/× ^{c)}	×	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	×
	データ構造	○	×	×
	信号	○	×	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

c)海外質問票調査で見解が分かれた。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		マレーシア	台湾
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、発明者の思想であって、当該技術の分野における一定の課題についての解決を実際に可能にするものをいう ・特許法13条には、特許を受けることができない発明が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・発明があること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 默示的な要件として、 <ul style="list-style-type: none"> ・課題解決が実際に可能であること ・技術的性質及び技術的特徴を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、特許出願した発明において、コンピュータソフトウェアが不可欠なものをいう
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体は、特許として認められないが、クレームされた主題が先行技術に技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る。	発明が全体として技術性を有する場合、特許の対象となり得る
	特記事項	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置／システム	○	○
	方法	○	○
	プログラム	○	○
	プログラム製品	○	○
	プログラムを記録した媒体	○	○
	データ構造	○	×
	信号	○	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

2.3 中国におけるCS関連発明等の特許性に関する重要判決・審決一覧

年	判決・審決の概要
2006	<p>タクシーメータ税管理事件（審決） FS8699号</p> <p>BM 関連発明の保護適格性が肯定された審決である。<u>BM 関連発明に関し、保護適格性は、技術三要素手法に基づき判断する</u>とし、現有技術と比較したその差異が単に商業規則にあるのではなく、新たな技術的手段を用いて技術的問題を解決し、技術的效果を奏する場合、保護されるとした。</p>
2007	<p>マイクロモーション判決¹⁹</p> <p>BM 関連発明の保護適格性が否定された判決である。北京市第一中級人民法院は、物資運送システムに係る方法の発明において、本願発明の解決課題は管理上の問題であり<u>技術的問題ではなく、効果も数量最大化及びコスト低減という非技術的效果</u>であることから、技術三要素を具備せず法上の発明に該当しないとして、復審委員会の判断を維持する判決をなした。</p>
2009	<p>マイクロソフト審決 FS20084号</p> <p><u>知的活動の法則及び方法を請求項の一部に含むとしても、これと共に技術的特徴をも含む場合、全体としては知的活動の法則及び方法とはいえず、専利法第25条第1項第(二)号に規定する範囲には属さない。</u></p> <p>さらに、総合的に鑑みれば、解決方法は<u>技術的問題</u>を解決しており、<u>技術的手段</u>を採用しており、<u>技術的效果</u>を獲得していることから、専利法第2条第1項に規定する技術方案に属し、専利法の保護客体となると結論づけた。</p>
2012	<p>生体情報制御方法事件（審決） FS43488号</p> <p>請求項1につき、当該方案は具体的な<u>技術的手段</u>を含んでいる。解決された問題は<u>技術的問題</u>であり、該方案で得られたのは、生体情報に対し正確で確実なトレースを行う<u>技術的效果</u>であり、人間の思考から生まれ、推理、分析と判断により生まれた抽象的な結果ではない。そのため、専利法第25条第1項第(二)号に規定される知的活動の規則及び方法に属さない。</p>
2013	<p>システム連動処理方法事件（審決） FS54524号</p> <p>請求項1につき、該問題は<u>技術的問題</u>であり、該有益な効果は<u>技術的效果</u>である。当該方案は<u>技術的手段</u>を用いており、人為的に規定された規則及び方法ではない。そのため、請求項1は、専利法第25条第1項第(二)号に規定された知的活動の規則及び方法に属さない。</p>

¹⁹ (2007) 一中行初字第01031号

2013	<p>オンライン銀行安全認証システム事件（審決） FS56765号</p> <p><u>本事件は、対比文献を用いて保護適格性を判断した事例の一つである。</u></p> <p>当該方案につき、インターネット上の銀行取引のセキュリティ認証の問題は<u>技術的問題</u>に属し、その手段は身分検証、取引情報の生成、送信及び検証オペレーション等の<u>技術的手段</u>を用い、その効果はユーザ取引の安全性を高める<u>技術的效果</u>であるとして、請求項1の方案は専利法第2条第2項に規定する技術方案に該当すると判断した。</p> <p>さらに、対比文献との関係について、本申請中の二次安全認証の手段は、必ずしも対比文献方案中で解決されているとは言えず、それにより本申請が第2条第2項の規定する技術方案に該当しないとすることはできないと述べた。</p>
2014	<p>ノキア判決²⁰</p> <p>請求項において機能的、作用的な記載を行った場合、中国では米国と同様に権利範囲は実施例及びその均等物に限定解釈される。</p> <p>本事件では装置クレームにおいて「～により構成される」と機能的な表現により構成要件を特定しており、権利範囲の特定が問題となった。高級人民法法院は<u>明細書にも単に作用的な記載しかなく、具体的な構成が記載されていないことから、権利範囲を特定することができず特許非侵害との判決をなした。</u></p>
2015	<p>ロック付き銀行コンピュータ会計システム事件（判決）²¹</p> <p>本判決は、保護適格性の判断ではなく、<u>BM 関連発明の進歩性判断に関するものである。</u>先行技術と異なる技術的特徴（区別的特徴）のすべてを技術常識と認定した復審決定に対し、区別的特徴2は、本分野の当業者にとっては本分野の技術常識ではないと判示した。</p> <p>本件において、対象出願と引用文献1はほぼ全く異なる発明であったが、復審委員会はすべての相違点を技術常識として認定した。一般の出願の復審請求ではこのようなケースは少ないが、本件は、技術常識の観点からBM 発明特許出願を拒絶するという、BM 発明特許出願に対する特許庁の審査方針を反映していると考えられる。</p> <p>本判決は、<u>BM 発明の進歩性判断における技術常識の使用に一定の影響を及ぼす可能性がある。</u></p>

²⁰ (2013) 沪高民三（知）終字第96号

²¹ (2015) 京知行初字第2227号

D. 中国

1 法律、審査基準

1. 1 発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義

発明の定義は、専利法¹⁷⁴第2条において、以下のように規定されている。

専利法第2条

本法でいう発明創造とは、発明、実用新案、意匠を指す。

発明とは製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。

「専利法にいう発明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術方案を言い、これは専利による保護を申請できる発明客体に対する一般的定義であって、新規性と創造性の判断における具体的な審査基準ではない。

技術方案とは、解決しようとする技術的問題に対して採用する自然法則を利用した技術的手段の集合である。技術的手段は通常技術的特徴によって表される。技術的問題を解決することによって自然法則に基づく技術的効果を獲得するために、技術的手段を用いていない方案は、専利法第2条第2項に規定された客体に該当しない。」(専利審査指南¹⁷⁵第二部分第1章2)

1. 2 発明が特許されるための要件

発明が特許されるための主な要件としては以下のようなものがある。

- ・ 専利権を付与しない客体に該当しないこと (専利法第2条、同法第25条、専利審査指南第二部第1章)
- ・ 新規性及び創造性、実用性 (専利法第22条第1項)

その他、記載要件 (専利法第26条) 等

専利法第22条

特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性及び創造性、実用性を具備していなければならない。

本章において、本文の下線は本報告書の記載にあたり付加したものである。

¹⁷⁴「中華人民共和国専利法 2009年10月1日施行」(日本語訳), JETRO (独立行政法人日本貿易振興機構) 北京センター知的財産権部編, URL:

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001rev.pdf

¹⁷⁵「専利審査指南 2010」(日本語訳), JETRO 北京センター知的財産権部編,

URL:https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf (一部表記を調整、以下同様)

「「専利審査指南」の改正に関する国家知識産権局の決定(2017) (第74号)」, JETRO, URL:

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170302-1.pdf

新規性とは、当該発明又は実用新案が既存の技術に属さないこと、いかなる部門又は個人も同様の発明又は実用新案について、出願日以前に国务院專利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された特許出願文書又は公告の特許文書において記載されていないことを指す。

創造性とは、既存の技術と比べて当該発明に突出した実質的特徴及び顕著な進歩があり、当該実用新案に実質的特徴及び進歩があることを指す。

実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用に堪え、かつ積極的な効果を生むことができることを指す。

本法でいう既存技術とは、出願日以前に国内外において公然知られた技術を指す。

專利法第26条

...

説明書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行い、必要時には図面を添付する。概要は発明又は実用新案の技術要点を簡単に説明する。

権利要求書は説明書を根拠とし、特許保護請求の範囲について明確かつ簡潔に要求を説明する。

...

專利權を付与しない客体

專利權を付与しない対象としては、以下のようなものが挙げられている（專利審査指南第二部分第1章）。その主なものとしては、專利法第2条の規定に適合しない客体、同法第5条に掲げる発明創造、及び同法第25条に掲げる客体がある。

(1) 專利法第2条第2項の規定に適合しない客体（專利審査指南第二部分第1章2）

「技術的問題を解決することによって、自然法則に基づく技術的效果を獲得するために、技術的手段を用いていない方案は、專利法第2条第2項に規定された客体に該当しない。

匂い、又は例えば音、光、電気、磁気、波などの信号或いはエネルギーも專利法第2条第2項に規定された客体に該当しない。ただし、その性質を利用して技術的問題を解決するものはその例外である。」

(2) 專利法第5条に基づき專利權を付与しない発明創造

專利法第5条

法律と公序良俗に違反したり、公共利益を妨害したりする発明創造に対しては、特許權を付与しない。

法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、又は利用し、当該遺伝資源に依存して完成したりした発明創造に対しては、特許權を付与しない。

(3) 専利法第25条に基づき専利権を付与しない客体

専利法第25条

以下に掲げる各号には特許権を付与しない。

- (一) 科学上の発見
- (二) 知的活動の規則及び方法
- (三) 疾病の診断及び治療方法
- (四) 動物と植物の品種
- (五) 原子核変換方法を用いて取得した物質
- (六) 平面印刷物の図案、色彩又は両者の組合せによって作成され、主に表示を機能とする設計

前款第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき特許権を付与することができる。

ここで、「知的活動は、人間の思考活動を指し、人間の思考から生まれ、推理、分析と判断を経て抽象的な結果を生むか、若しくは人の思考活動を媒介として、間接的に自然に作用して結果が生じる。知的活動の法則と方法は人の思考、表現、判断と記憶を指導する法則と方法である。技術的手段又は自然法則を使用せず、技術的問題を解決せず、技術的効果も生じないため、技術方案にならない。これは専利法第2条第2項の規定に合わないだけでなく、専利法第25条第1項(2)号に規定される状況にも該当する。」(専利審査指南第二部分第1章4.2)

なお、請求項に記載された発明が、当該請求項全体として知的活動の規則や方法のみが記載されている場合に特許を受けることができないとされるが、請求項に係る発明が知的活動の規則及び方法とともに技術的特徴を含む場合は、特許権を取得する可能性は排除されない(専利審査指南第二部分第1章4.2)。

1. 3 CS 関連発明等の定義

1. 3. 1 CS 関連発明の定義

CS 関連発明については、「コンピュータプログラムに係わる発明」として以下のように定義されている(専利審査指南第二部分第9章序文第4段落)。

「本章でいうコンピュータプログラムに係わる発明とは、発明で提示する課題を解決するため、コンピュータプログラムの処理フローが全部又は一部の基礎となっており、コンピュータが前記フローに沿って作成されるプログラムを実行することにより、コンピュータ外部又は内部の対象を制御、又は処理する解決方をいう。ここでいう外部の対象に対する制御又は処理には、ある外部の実行手続、或いは外部の実行装置に対する制御や、外部データに対する処理や交換などを含む。ここでいう内部の対象に対する制御又は処理には、コンピュータシステムの内部性能の改良やコンピュータシステム内部のリソースの管理とデータ伝送についての改善などを含む。コンピュータプログラムに係わる解決方にコンピュータハードウェアの変更を含めることは必須ではない。」

1. 3. 2 BM 関連発明の定義

BM 関連発明に関する定義は見当たらない。なお、2006年の専利審査指南において、コンピュータプログラムに関する発明について、定義の明確化とともにその保護に関し新たな方針が開示されているが、そのとき、ビジネス方法に関し、ビジネス方法に該当するという理由だけで登録を排除するという例が削除された。これにより、それまでのビジネス方法排除の原則が修正され、ビジネス方法であっても通常の審査の対象となることが明かとなった¹⁷⁶。

1. 4 CS 関連発明等が特許可能な発明として認められるか

CS 関連発明等は特許可能な発明として認められ得る。ただし、特許を受けることができない発明が専利法第25条第1項に掲げられており、当該規定に該当すると判断された場合、特許を受けることができない。CS 関連発明等の場合、同条第1項(二)号の「知的活動の規則及び方法」に当たるかが問題となる。

1. 4. 1 CS 関連発明

専利審査指南第二部分第1章4では、「知的活動の規則及び方法」に当たるものとして、「知的活動の法則と方法だけに係わるもの」が挙げられており、その具体例として、「コンピュータ言語及び計算規則」、「コンピュータプログラムそのもの」が挙げられている。ただし、「知的活動の規則及び方法」の内容とともに、技術的特徴を含み、請求項全体として「知的活動の法則と方法」に当たらない場合は、「専利権を取得する可能性を排除してはならない」とされている(専利審査指南第二部分第1章4.2(2))。

1. 4. 2 BM 関連発明

「専利審査指南第二部分第1章4では、「知的活動の規則及び方法」に当たるものとして、「知的活動の法則と方法だけに係わるもの」が挙げられており、その具体例として、「組織、生産、商業の実施及び経済などにおける管理方法と制度」が挙げられている。ただし、「知的活動の規則及び方法」の内容とともに、技術的特徴を含み、請求項全体として「知的活動の法則と方法」に当たらない場合は、「専利権を取得する可能性を排除してはならない」とされている(専利審査指南第二部分第1章4.2(2))。

2017年の専利審査指南改正によって、ビジネスモデルに関する発明であっても、特許を受けることができることが明記された。

「ビジネスモデルに係る請求項には、ビジネス規則と方法の内容以外に、技術的特徴も含む場合、専利法25条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない。」¹⁷⁷(専利審査指南第二部分第1章4.2(2))

¹⁷⁶ 余翔, 劉珊, 石上千哉子訳「中国におけるコンピュータプログラムに関する発明の専利保護の新発展」, 知的財産法政策学研究, 2007. Vol.15, 2007年6月, p. 277-297.

¹⁷⁷ 「専利審査指南」の改正に関する国家知識産権局の決定(2017)(第74号), JETRO, URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170302-1.pdf

1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準

CS 関連発明等に係る出願は、(i) 専利審査指南第二部分第1章「専利権を付与しない出願」及び(ii) 同部分第9章「コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査に関する若干の規定」に基づき審査が行われる。後者は、コンピュータプログラムに係わる発明に関し、特許を受けるために特別な要求が記載されている。

1. 5. 1 保護適格性の審査基準

(1) 専利法第25条に関する審査基準

コンピュータプログラムに関連する発明が審査に付された場合、専利法第25条(二)号の「知的活動の規則及び方法」に該当するかが問題となる。専利審査指南第二部分第1章では、「4.2 知的活動の法則と方法」の項を設けて、以下のように記載されている。

「知的活動の法則と方法に関わる専利出願で保護を請求する主題が、専利権付与の客体に該当するかどうかを判断する時、以下に挙げられる原則に従うものとする。

(1) ある請求項は、知的活動の関係法則と方法だけに関わるものならば、専利権を付与してはならない。

ある請求項は、その主題名称を除き、それを限定する全ての内容が知的活動の法則と方法である場合に、当該請求項は実質的に、知的活動の法則と方法だけに関わるものとなり、専利権が付与されてはならない。

【例】

・・・

組織、生産、商業の実施及び経済などにおける管理方法と制度、

・・・

コンピュータ言語及び計算規則

・・・

コンピュータプログラムそのもの

(2) 前述(1)で述べた状況を除き、もし、ある請求項を限定する全ての内容において、知的活動の法則と方法の内容を含むとともに、技術的特徴も含むものであれば、当該請求項が全体としては、知的活動の法則と方法ではないので、専利法25条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない。

【例】¹⁷⁸

ビジネスモデルに係る請求項には、ビジネス規則と方法の内容以外に、技術的特徴も含む場合、専利法25条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない。」

¹⁷⁸ 審査指南の2017年改正により追加。

「「専利審査指南」の改正に関する国家知識産権局の決定(2017)(第74号)」, JETRO, URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170302-1.pdf

審査の対象となるのは、「各請求項により限定される解決案」であり、コンピュータプログラムに係わる発明で、専利審査指南第二部分第1章4.2に該当するような場合、以下のような原則に従って審査される（専利審査指南第二部分第9章2）。

「(1) ある請求項が、1種の計算方法或いは数学上の計算規則、若しくはコンピュータプログラム自体や媒体（例えば磁気テープ、ディスク、オプティカルディスク、光磁気ディスク、ROM、PROM、VCD、DVD 或いはその他コンピュータ読み取り可能な媒体）だけに記憶されるコンピュータプログラム自体¹⁷⁹、又はゲームの規則や方法などだけに係わるものである場合には、当該請求項は知的活動の規則及び方法に該当するものであり、専利保護の客体には属さない。

ある請求項は、主題の名称を除いて、これを限定するすべての内容が、1種の計算方法或いは数学上の計算規則、若しくはプログラム自体、又はゲームの規則や方法などだけに係わっている場合には、当該請求項は実質として、知的活動の規則及び方法に係わるだけのものであり、専利で保護する客体にならない。

例えば、記憶されたプログラム自体¹⁷⁹だけに限定されるコンピュータ読み取り可能な記憶媒体又は1種のコンピュータプログラム製品、或いは、ゲームの規則だけに限定されており、如何なる物理的な実体も含まない特徴により限定されるコンピュータゲーム装置などといった、如何なる技術的特徴も含まないものは、実質として、知的活動の規則及び方法だけに係わっているため、専利保護の客体に該当しない。ただし、発明専利出願で保護を請求する媒体は、その物理特性の改良に係わっている場合、例えば、積層構造やトラックピッチ、材料などは、この類に該当しない。

(2) 前述(1)に述べた状況を除き、もしある請求項が限定するすべての内容に、知的活動の規則及び方法の内容も含まれていると同時に、技術的特徴も含まれている場合、例えば、前記ゲーム装置などを限定する内容にゲームの規則も技術的特徴も含まれているなら、当該請求項は全体として、知的活動の規則及び方法でないため、専利法25条に準拠して専利権を獲得する可能性を排除してはならない。」

(2) 専利法第2条第2項に関する審査基準

中国におけるソフトウェア関連発明の判断手法で特徴的なものとして、いわゆる「技術三要素」判断がある。これは、出願に係る発明は、ある**技術的課題**¹⁸⁰を解決するために、**技術的手段**をもって**技術的效果**を得ることが必要とされる、というものである。

専利審査指南第二部分第9章2では、以下のように記載されている。

¹⁷⁹ 審査指南の2017年改正により、「コンピュータプログラム自体」と「コンピュータプログラムに係わる発明」とが相違することを明確にした。

「専利審査指南」の改正に関する国家知識産権局の決定(2017)(第74号), JETRO, URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170302-1.pdf

¹⁸⁰ 技术问题（技術的問題、技術的課題）

「コンピュータプログラムに係わる専利の出願は、技術方案を構成した場合に限って、専利保護の客体となる。

もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決方案において、技術的課題を解決することがコンピュータプログラムを実行する目的であって、コンピュータでコンピュータプログラムを実行して、コンピュータ外部又は内部の対象を制御、又は処理する際に、自然法則に準拠した技術的手段が反映されており、それによって自然法則に合致した技術的效果を獲得する場合には、このような解決方案は、専利法2条2項でいう技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する。

もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決方案において、コンピュータプログラムを実行する目的は、技術的課題を解決することではない、若しくは、コンピュータでコンピュータプログラムを実行して、コンピュータ外部又は内部の対象を制御、又は処理する際に、自然法則を利用した技術的手段が反映されていない、或いは、自然法則に規制されないような効果を獲得する場合には、このような解決方案は、専利法2条2項でいう技術方案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。」

(3) 特許を受けることができる発明とできない発明の具体例

専利審査指南第二部分第9章3には、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査例が記載されている。

(1) 専利法25条1項(二)号の範囲に属するコンピュータプログラムに係わる発明専利出願は、専利保護の客体には該当しない。その例として、以下の例が挙げられている。

- ・コンピュータプログラムを利用した円周率の求め方(例1)
- ・動摩擦係数 μ の自動計算法(例2)
- ・全世界言語文字に適用する転換方法(例3)

(2) 技術的課題を解決するために、技術的手段を利用して、技術的效果を獲得するコンピュータプログラムに係わる発明専利出願は、専利法2条2項に規定した技術方案に該当するため、専利保護の客体に該当する。その例として、以下の例が挙げられている。

- ・ゴムのプレス成形プロセスの制御方法(例4)
- ・モバイルコンピューティング装置の記憶容量の拡大方法(例5)
- ・画像ノイズの除去方法(例6)
- ・コンピュータプログラムを利用した液体粘度の測定方法(例7)

(3) 技術的課題を解決していない、又は技術的手段を利用していない、或いは技術的效果を獲得していないようなコンピュータプログラムに係わる発明専利出願は、専利法2条2項に規定した技術方案に該当しないため、専利保護の客体には該当しない。その例として、以下の例が挙げられている。

- ・コンピュータゲームの方法(例8)

1. 5. 2 進歩性の審査基準

新規性及び進歩性に関しては、CS 関連発明等について特に設けられた記載はなく、専利審査指南の一般的な規定により審査される。

(1) 進歩性 (創造性)

進歩性 (創造性) は以下のように規定されている (専利審査指南第二部分第4章2.)。

「発明の創造性とは現有技術に比べて、当該発明に突出した実質的特徴と顕著な進歩があることを言う。」

ここで、「現有技術」は、新規性の定義における現有技術と同様である (専利審査指南第二部分第4章2.1)。

「現有技術」とは以下のように規定されている (専利審査指南第二部分第3章2.1)。

「専利法 22 条 5 項の規定によると、現有技術とは、出願日以前に国内外で公然知られた技術を指す。現有技術は、出願日 (優先権がある場合には、優先権日を指す) 以前に国内外の出版物における公式な発表、国内外における公式な使用、或いはその他の方式により公然知られた技術を含む。

現有技術は、出願日以前に公衆が知り得た技術的内容でなければならない。言い換えれば、現有技術は、出願日以前に公衆が取得できる状態にあり、かつ公衆がその中から実体的な技術知識を知り得るような内容を含んでいるものでなければならない。

秘密保持の状態にある技術的内容が、現有技術に当たらないことを注意しなければならない。秘密保持の状態とは、守秘規定又は協定による制約を受けている場合のみならず、社会的観念或いは商習慣上で守秘義務を負うべくものと考えられているもの、即ち、暗黙の了解による守秘の場合も含まれる。

しかし、もし守秘義務を負う者が規定、協定或いは暗黙の了解に違反して秘密を漏えいすることにより、技術的内容が開示されて、公衆がそれらの技術を知り得ることとなった場合、それらの技術でも現有技術の一部を構成する。」

また、「突出した実質的特徴」とは、以下のように規定されている (専利審査指南第二部分第4章2.2)。

「発明に突出した実質的特徴があるとは、属する技術分野の技術者にとって、発明は現有技術に比べて非自明的であることを指す。属する技術分野の技術者が現有技術を基に、単なる論理に合った分析や推理又は限られた試験により得られるような発明は自明的であり、突出した実質的特徴を具備しないものである。」

突出した実質的特徴の判断は、**3ステップ法**に従って行われる¹⁸¹。すなわち、(1) 最も近い従来技術を特定し、(2) 発明の区別的特徴と発明の実際に解決しようとする技術的問

¹⁸¹ 専利審査指南第二部分第4章3.2.1.1

題を特定し¹⁸²、(3) 保護を請求する発明が当業者にとって自明であるか否かについて判断する。

加えて、「顕著な進歩」は以下のように規定されている（専利審査指南第二部分第4章2.3）。

「発明に顕著な進歩があるとは、発明は現有技術に比べて、有益な技術的効果をもたらすことを指す。例えば、発明で現有技術に存在する欠陥や不足を克服し、若しくはある技術的問題の解決に構想の異なる技術方案を提供し、或いはある新規な技術発展の傾向を表している場合など。」

1. 6 CS 関連発明等の審査基準における特記事項

専利審査指南では、CS 関連発明等について、特許の適格性に関する判断だけでなく、権利要求書の書き方についても言及がある。基本的には、CS 関連発明等の出願であっても、その他の権利要求書（特許請求の範囲に当たる）や説明書（明細書に当たる）の記載方法と同様である。

（1）説明書

コンピュータプログラムに係わる出願の説明書は、全体として、発明の技術方案を記載することに加えて、「当該コンピュータプログラムの設計思想、その技術的特徴及びその技術的効果を達成するための実施形態を明確、完全に記述しなければならない。」（専利審査指南第二部分第9章5.1）とある。また、図面としてコンピュータプログラムのフローチャートを添付し、それに沿ってプログラムの各ステップを記載する必要がある。技術的特徴に関しては、フローチャートとその説明に基づいて、その分野の技術者が説明書に記載された技術的効果を達成できるプログラムを作成することができる程度に記載する必要がある（専利審査指南第二部分第9章5.1）。

（2）権利要求書

コンピュータプログラムに係わる出願の権利要求書は、方法クレームでも製品クレームとして記載してもよい。なお、請求項に記載された発明が説明書（明細書）においてサポートされていなければならない。方法又は製品クレームとして記載する場合は、以下のよう留意点が挙げられている（専利審査指南第二部分第9章5.2）。

「方法クレームとして書く場合には、方法プロセスのステップに沿って、当該コンピュータプログラムで実行する各機能、及びこれらの機能が如何に果たされるかについて、詳細に記述しなければならない。装置クレームとして書く場合には、当該装置の各構成部及

¹⁸² 先ずは保護を請求する発明が最も近似した現有技術に比べて、どんな区別される特徴があるかを分析し、それからこの区別される特徴で達成できる技術的効果に基づき、発明で実際に解決する技術的問題を確定しなければならない。

び各構成部の間の関係を具体的に記述し、前記構成部には、ハードウェア以外に、プログラムも含むことができる。」

審査指南 2017 年改正により、「当該コンピュータプログラムの各機能がどの構成部で如何に果たされるかについて詳細に記述しなければならない」の記載が削除され、「前記構成部には、ハードウェア以外に、プログラムも含むことができる。」と改められた¹⁸³。本改正は、プログラムを装置クレームの構成部分とすることができることを明確にしたものである。

(3) 機能的記載

請求項において機能的、作用的記載を行った場合、中国では米国と同様に権利範囲は実施例及びその均等物に限定解釈される。

「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(2009 年 12 月 28 日公布)¹⁸⁴

第4条 請求項において機能若しくは効果を以って記載された技術的特徴について、裁判所は明細書及び図面に記述された当該機能若しくは効果の具体的な実施形態、及びそれと同等の実施形態と結び付けた上で、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。

「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」(2016 年 4 月 1 日施行)¹⁸⁵

第8条 機能的特徴とは、構造、成分、手順、条件又はその間の関係などについて、それが発明創造において果たす機能又は効果を通じて限定を行う技術的特徴をいう。ただし、当該分野の一般的な技術者が請求項の閲読のみを通じて、前述の機能又は効果の具体実施形態を直接且つ明確に確定できる場合はこの限りでない。

明細書及び図面に記載された、前項でいう機能又は効果を実現するために必要不可欠な技術的特徴に比べて、被疑侵害技術案に対応する技術的特徴を、基本的に同一の手段によって同一の機能を実現し、同一の効果を達成し、且つ当業者が被疑侵害行為の発生時に創造的労働を経ずして連想できる場合、人民法院は、当該技術的特徴と機能的特徴が同一又は同等であると認定しなければならない。

¹⁸³ 「「専利審査指南」の改正に関する国家知識産権局の決定(2017) (第 74 号)」, JETRO, URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170302-1.pdf

¹⁸⁴ 「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(2009 年 12 月 28 日公布), JETRO, URL:

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20091228.pdf

¹⁸⁵ 「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」(2016 年 4 月 1 日施行), JETRO, URL:

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20160401.pdf

1. 7 保護対象として認められる可能性のある CS 関連発明等のクレーム形式

海外質問票調査

海外質問票調査において、下記のクレーム形式が保護対象として認められる可能性があるかについて調査を行った。

方法、装置、システム、プログラム、モデル（学習済みモデル¹⁸⁶等）、プログラム製品、プログラムを記録した記録媒体、データ、構造を有するデータ¹⁸⁷、データ構造¹⁸⁸、データ／構造を有するデータ／データ構造を記録した記録媒体、信号

以下、結果を示す。

（保護対象として認められる可能性のあるクレーム形式）

方法、装置、システム、プログラムを記録した記録媒体¹⁸⁹、データ／構造を有するデータ／データ構造を記録した記録媒体¹⁹⁰

（保護対象として認められないクレーム形式）

プログラム、モデル（学習済みモデル等）、プログラム製品、データ、構造を有するデータ、データ構造、信号

2 歴史的変遷

2. 1 審決・判決

タクシーメータ税管理事件（2006年6月13日審決）¹⁹¹

BM 関連発明の保護適格性が肯定された審決である。BM 関連発明に関し、保護適格性は、技術三要素手法に基づき判断するとし、現有技術と比較したその差異が単に商業規則にあるのではなく、新たな技術的手段を用いて技術的問題を解決し、技術的效果を奏する場合、保護されるとした。（後述）

マイクロモーション判決（2007年12月20日判決）¹⁹²

BM 関連発明の保護適格性が否定された判決である。北京市第一中級人民法院は、物資運送システムに係る方法の発明において、本願発明の解決課題は管理上の問題であり技術的問題ではなく、効果も数量最大化及びコスト低減という非技術的效果であることから、技術三要素を具備せず法上の発明に該当しないとして、復審委員会の判断を維持する判決をなした。（後述）

¹⁸⁶ ニューラルネットワーク等の学習済みモデル。入力から出力までの演算を行うプログラムと、当該演算に用いられる重み付け係数（パラメータ）の組み合わせ。例：宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル。

¹⁸⁷ データ構造を有するデータ。例：木構造を有するエリア管理データ。

¹⁸⁸ データ要素間の相互関係で表される、データの有する論理的構造。例：音声対話システムの対話シナリオのデータ構造。

¹⁸⁹ 2017/4/1以降に出願された新規出願は、記録媒体のクレームが可能である。

¹⁹⁰ 2017/4/1以降に出願された新規出願は、記録媒体のクレームが可能である。ただし、現地代理人によって見解が分かれ、認められないとするものもあり。

¹⁹¹ FS8699号

¹⁹² （2007）一中行初字第01031号

マイクロソフト審決（2009年10月26日審決）¹⁹³

知的活動の法則及び方法を請求項の一部に含むとしても、これと共に技術的特徴をも含む場合、全体としては知的活動の法則及び方法とはいえず、専利法第25条第1項第(二)号に規定する範囲には属さない。

さらに、総合的に鑑みれば、解決方法は技術的問題を解決しており、技術的手段を採用しており、技術的効果を獲得していることから、専利法第2条第1項に規定する技術方案に属し、専利法の保護客体となると結論づけた。（後述）

生体情報制御方法事件（2012年6月18日審決）¹⁹⁴

請求項1につき、当該方案は具体的な技術的手段を含んでいる。解決された問題は技術的問題であり、該方案で得られたのは、生体情報に対し正確で確実なトレースを行う技術的効果であり、人間の思考から生まれ、推理、分析と判断により生まれた抽象的な結果ではない。そのため、専利法第25条第1項第(二)号に規定される知的活動の規則及び方法に属さない。（後述）

システム連動処理方法事件（2013年6月3日審決）¹⁹⁵

請求項1につき、該問題は技術的問題であり、該有益な効果は技術的効果である。当該方案は技術的手段を用いており、人為的に規定された規則及び方法ではない。そのため、請求項1は、専利法第25条第1項第(二)号に規定された知的活動の規則及び方法に属さない。（後述）

オンライン銀行安全認証システム事件（2013年6月26日審決）¹⁹⁶

本事件は、対比文献を用いて保護適格性を判断した事例の一つである。

当該方案につき、インターネット上の銀行取引のセキュリティ認証の問題は技術的問題に属し、その手段は身分検証、取引情報の生成、送信及び検証オペレーション等の技術的手段を用い、その効果はユーザ取引の安全性を高める技術的効果であるとして、請求項1の方案は専利法第2条第2項に規定する技術方案に該当すると判断した。

さらに、対比文献との関係について、本申請中の二次安全認証の手段は、必ずしも対比文献方案中で解決されているとは言えず、それにより本申請が第2条第2項の規定する技術方案に該当しないとすることはできないと述べた。（後述）

ノキア判決（2014年2月24日判決）¹⁹⁷

請求項において機能的、作用的な記載を行った場合、中国では米国と同様に権利範囲は実施例及びその均等物に限定解釈される。

¹⁹³ FS20084号

¹⁹⁴ FS43488号

¹⁹⁵ FS54524号

¹⁹⁶ FS56765号

¹⁹⁷ (2013) 沪高民三(知) 終字第96号

本事件では装置クレームにおいて「～により構成される」と機能的な表現により構成要件を特定しており、権利範囲の特定が問題となった。高級人民法院は、明細書にも単に作用的な記載しかなく、具体的な構成が記載されていないことから、権利範囲を特定することができず特許非侵害との判決をした。(後述)

ロック付き銀行コンピュータ会計システム事件 (2015年12月31日判決)¹⁹⁸

本判決は、保護適格性の判断ではなく、BM 関連発明の進歩性判断に関するものである。先行技術と異なる技術的特徴(区別的特徴)のすべてを技術常識と認定した復審決定に対し、区別的特徴2は、本分野の当業者にとっては本分野の技術常識ではないと判示した。

本件において、対象出願と引用文献1はほぼ全く異なる発明であったが、復審委員会はすべての相違点を技術常識として認定した。一般の出願の復審請求ではこのようなケースは少ないが、本件は、技術常識の観点から BM 発明特許出願を拒絶するという、BM 発明特許出願に対する特許庁の審査方針を反映していると考えられる。

本判決は、BM 発明の進歩性判断における技術常識の使用に一定の影響を及ぼす可能性がある。(後述)

2.2 法律、審査指南の変遷

1985年 中華人民共和国専利法

第二条

本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。

第二十五条

以下に掲げる各号には特許権を付与しない。

- ・・・二. 知的活動の規則及び方法；

1993年 専利審査指南改訂(第2部分第9章)

1993年まで、基本的にコンピュータソフトウェア発明は事実上、特許不可能であった。コンピュータソフトウェア発明は精神的活動の規則又は方法とみなされ、特許保護を求めの対象を構成しなかった。コンピュータ技術の発展に伴い、国家知識産権局(SIPO)はコンピュータソフトウェア発明についての審査基準を大幅に改訂した。この時点で出願人は、コンピュータプログラムとハードウェアとを組み合わせることによって特許権が付与されるようになった。しかし、コンピュータプログラムのみが含まれており、ハードウェアが含まれていないクレームは特許されなかった。

(主な改訂点)

- ・コンピュータプログラムを含む発明出願の対象が技術的效果をもたらし、完全な技術的解決手段を構成する場合には、それがコンピュータプログラムを含むという理由のみに

¹⁹⁸ (2015)京知行初字第2227号

よって特許性が排除されない。コンピュータプログラムを含む発明出願の対象が技術的効果をもたらし、完全な技術的解決手段を構成する場合、その出願は特許可能なことを意味する。

- ・コンピュータプログラムそれ自体又は数学的方法それ自体に関する発明出願は付与されない。
- ・コンピュータプログラムを含む発明出願のクレームは、方法クレーム又は製品クレームとして作成することができる。

2006年 専利審査指南改訂（第2部分第9章）

2006年に審査指南が改訂されるまで、SIPOはソフトウェア特許を完全に認めるものと信じられていた。しかしEPの影響を受けて、SIPOは欧州議会と同様にソフトウェア特許に慎重な姿勢を選んだ。コンピュータソフトウェア発明の保護に関していえば、2006年版審査指南は1993年版審査指南と類似するものとなっている。しかし2006年版審査指南は、コンピュータプログラムを保護する、ある種のクレーム作成方法、すなわち、複数の機能モジュール（プログラムモジュール）の1グループによって定義されたクレームの作成方法を提供している。

（主な改訂点）

- ・「ある請求項を限定する全ての内容において、知的活動の法則と方法の内容を含むとともに、技術的特徴も含むものであれば、当該請求項が全体としては、知的活動の法則と方法ではないので、専利法25条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない。」が追加された。
- ・「すべてコンピュータプログラムのフローチャートを根拠にして、当該コンピュータプログラムのフローチャートの各ステップと完全に対応して一致する方式により、若しくは当該コンピュータプログラムのフローチャートを反映する方法クレームと完全に対応して一致する方式により、装置クレームを記載する場合、即ちこの装置クレームの各構成部と当該コンピュータプログラムのフローチャートの各ステップ、或いは当該方法クレームの各ステップと完全に対応して一致するような場合には、この装置クレームの各構成部は、当該プログラムのフローチャートの各ステップ、或いは当該方法の各ステップを実現するには構築しなければならない機能モジュールであると理解すべきである。このような機能モジュールにより限定される装置クレームは、主に説明書に記載してあるコンピュータプログラムを介して当該解決案を実現するための機能モジュール化枠組み¹⁹⁹であると理解すべきであり、主にハードウェア的方式により当該解決案を実現するための実体装置として理解すべきではない。」が追加された。

2008年 中華人民共和国専利法改正（2009年10月1日施行）

発明とは新たな技術方案であるとの定義が明らかにされた。

¹⁹⁹（海外質問票調査）function module architecture

第二条

本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。

発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。

実用新案とは、製品の形状、構造又はその結合に対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。

意匠とは、製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。

第二十五条

以下に掲げる各号には特許権を付与しない。

- ・・・二. 知的活動の規則及び方法

2017年 専利審査指南改正 (2017年4月1日施行)

審査指南の改訂前には、専利法、その施行規則、審査指南のいずれにもビジネス方法発明について特別の規定が存在しなかった。ある種のビジネス方法発明は完全には拒絶されていたが、ビジネス方法発明に特許が認められる比率は、以前はきわめて低かった。²⁰⁰

(主な改訂点)

- ・「ビジネスモデルに係る請求項には、ビジネス規則と方法の内容以外に、技術的特徴も含む場合、専利法 25 条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない。」と規定した。
- ・「コンピュータプログラム自体」と「コンピュータプログラムに係わる発明」とが相違することを明確化した。
- ・コンピュータプログラムを保存した一時的でない記録媒体を保護対象として認めることとし、プログラムを装置クレームの構成部分とすることができることを明確にした。

以下、2017年改正審査指南の改正の趣旨について記載する。²⁰¹

[審査指南改正の趣旨]

インターネット技術の発展に伴って、金融、保険、証券、貸借、オークション、投資、マーケティング、広告、経営管理などの分野に係る新たなビジネスモデルが現れつつある。これら新たなビジネスモデルは、市場業績が良く、ユーザ体験に優れ、リソース配置及び流動効率の向上、社会的コストの節約、社会福祉の向上をもたらしている。よって、かかる新たなビジネスモデルにおける技術方案に対して、積極的に奨励し、適切な保護を与え

²⁰⁰ (海外質問票調査) 審査指南の改訂によって、SIPO はビジネス方法発明を認めており、特許が認められる比率は従来と比べて高くなるであろう。ただし、ビジネス方法の審査基準、特に進歩性の審査基準は不明瞭である。

²⁰¹ 海外質問票調査より。(海外質問票調査) これは Alibaba グループ、Tencent 社など多くの中国企業にとって、ビジネス方法発明の保護が有意義となり始めたからである。SIPO は、これらの中国企業の要請に応じたものといえる。

るべきであり、技術方案にビジネス規則及び方法が含まれるというだけで特許権を付与しないわけにはいかない。

以下、2017年改正審査指南の関連する主な改正点について記載する。²⁰²

(1) ビジネスモデル特許の保護

改正前の審査指南では、ビジネスの実施等の管理方法及び制度は、知的活動規則及び方法であるとして保護適格性を有しない旨規定されている。従来中国ではビジネスモデル特許に対する保護適格性のハードルが高かったが、改正審査指南第2部分第1章第4.2節において、「ビジネスモデルに係る請求項には、ビジネス規則と方法の内容以外に、技術的特徴も含む場合、専利法25条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない。」と規定された。

すなわち、ビジネス方法そのものは保護適格性を有しないが、請求項中に技術的特徴が含まれているのであれば、保護適格性ありと判断されることになる。

(2) プログラムに対する取扱い

審査指南第2部分第1章では、コンピュータプログラム自体は、知的活動の規則及び方法であるとして保護適格性を有しないと規定されている。一方、ソフトウェア関連発明の審査基準を規定する審査指南第2部分第9章では「コンピュータプログラム」としか規定しておらず、他章の「コンピュータプログラム自体」との相違について誤解を招いていた。

そこで、第2部分第9章第2節においても、「自体（中国語では、「本身」）」を追加することにより、「コンピュータプログラム自体」は保護適格性を有しない旨を規定し、「コンピュータプログラム自体」と「コンピュータプログラムに係わる発明」とが相違することを明確にした。

さらに、コンピュータプログラムを保存した一時的でない記録媒体を保護対象として認めることとした。

また、装置クレームの構成部分はプログラムを包含することができることが明確にされた。ソフトウェア発明の請求項の記載に関し、改正審査指南第2部分第9章第5.2節では、「当該コンピュータプログラムの各機能がどの構成部で如何に果たされるかについて詳細に記述しなければならない」の記載が削除され、「前記構成部には、ハードウェア以外に、プログラムも含むことができる」と改められた。

2006年版及び2010年版審査指南によると、出願人はコンピュータプログラムを保護するために、方法クレーム及び複数の機能モジュール（プログラムモジュール）で構成された装置クレームを作成することができる。しかし出願人は、特許実務上、プロセッサ・メモリ・処理工程ステップによって構成される装置クレームを作成して、コンピュータプロ

²⁰² 河野 英仁「2017年改正中国審査指南の解説～日本企業の中国特許実務に与える影響～」, URL: http://knpt.com/contents/china_news/2017.03.02.pdf。著者の許諾を得て改変利用。

グラムを保護することが一般的である。一部の審査官はこの種のクレームを認めるであろうが、認めない審査官もいる。しかし、改訂された審査指南は「構成部には、ハードウェア以外に、プログラムも含むことができる」と述べており、審査指南はこの種のクレームを明確に認めている。そして現在、出願人はコンピュータプログラムを保護するために4種類のクレームを作成することができる。すなわち、方法クレーム、プロセッサ・メモリ・処理工程ステップによって構成された装置クレーム、処理工程ステップによって定義された記録媒体クレーム、そして複数のプログラムモジュールによって構成された装置クレームである²⁰³。

また、方法及び装置の請求項において、現行審査指南では請求項の構成部分が、フローチャートの各ステップ・処理に対応することを求めており、当該ステップ・処理は「機能モジュール」であると理解されている。しかしながら、当該「機能モジュール」との表現では、いわゆる機能的クレームと誤解されるおそれがある。そこで審査指南第2部分第9章第5.2節第2段落の全ての「機能モジュール」を、「プログラムモジュール」に変更した。

2. 3 CS 関連発明等の審査プラクティスの変遷²⁰⁴

CS 関連発明等について、中国の審査プラクティスは、以下の3つの段階を経験してきた。

第1段階（2010年以前）では、中国審査官は、CS 関連発明等が単なる知的活動に属すると認定し、専利法第25条を満たさないものとして拒絶していた。

第2段階（2010年～2015年前後）では、審査官は、専利法第25条を満たさないことによって拒絶なくなり、CS 関連発明等に技術的要素が存在しないことによって拒絶するようになった。²⁰⁵

第3段階（2016年～今）では、CS 関連発明等に1つ又は複数の技術的特徴さえ存在すれば、中国審査官は、専利法第2条又は第25条を満たさないことによって審査意見を提起なくなり、検索を行った上で進歩性を評価するようになった。しかしながら、進歩性の非自明性への審査基準は比較的厳しく、CS 関連発明等の登録率は他の分野よりも低くなっている。

以下参考までに、BM 関連発明に関連し、IPC 分類 G06Q の2000年以降の年度別の出願件数及び登録件数の表を掲載する。（海外質問票調査より入手）

BM 関連発明は、進歩性の判断基準は以前より緩和され、登録件数も上昇している。

²⁰³ 海外質問票調査より。

²⁰⁴ 海外質問票調査より。

²⁰⁵ （海外質問票調査）2008年に専利法が改正され、発明とは新たな技術方案であるとの定義が明らかにされた後、専利法第2条により、発明の客体に属さないとしてCS 発明及びBM 発明を拒絶する中国審査官が多くなった。

(参考) IPC 分類 G06Q の 2000 年以降の年度別の出願件数及び登録件数²⁰⁶

年別	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
出願件数	15	54	58	138	680	1508	2083	2156	2242
登録件数	0	0	0	0	0	0	133	178	177

年別	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
出願件数	2857	3112	4226	5383	8113	10662	15593	20197	4789
登録件数	299	308	354	420	341	404	889	2382	1776

3 主要審決・判決

3. 1 判決一覧

- ・タクシーメータ税管理事件 (2006年6月13日審決)
- ・マイクロモーション判決 (2007年12月20日判決)
- ・マイクロソフト審決 (2009年10月26日審決)
- ・オンライン銀行安全認証システム事件 (2013年6月26日審決)
- ・生体情報制御方法事件 (2012年6月18日審決)
- ・システム連動処理方法事件 (2013年6月3日審決)
- ・ノキア判決 (2014年2月24日判決)
- ・ロック付き銀行口座システム事件 (2015年12月31日判決)

3. 2 タクシーメータ税管理事件 (2006年6月13日審決)^{207 208}

(審決のポイント)

本事件で問題となった発明はタクシーメータの税管理に関し、いわゆる BM 関連発明の範疇に属する。復審委員会は現有技術と相違する部分が技術的な特徴を有するとして、専利法第 25 条第 1 項(2)に該当するとした審査官の判断を取り消した。

復審委員会における判断によれば、BM 関連発明に対しては、現有技術に対する貢献が商業的なものでなく、請求項に係る発明が新たな技術的手段を採用し、当該採用した現有技術に対して作り出される貢献が、解決課題及び獲得される効果面において、技術性のものであるか否かが判断される。ここで貢献が技術性のものである場合、技術三要素の条件を具備することから、専利法の保護客体外として排除されない。

²⁰⁶ (海外質問票調査) 中国特許データベースにおいて G06Q で検索。2017 年は 8 月時点。G06Q: 管理目的, 商用目的, 金融目的, 経営目的, 監督目的または予測目的に特に適合したデータ処理システムまたは方法; 他に分類されない, 管理目的, 商用目的, 金融目的, 経営目的, 監督目的または予測目的に特に適合したシステムまたは方法 [8]

²⁰⁷ FS8699 号

²⁰⁸ 河野 英仁「中国におけるソフトウェア/ビジネス関連発明の保護適格性(2)～ビジネス関連発明の保護適格性と審査～中国特許判例・審決(9)」, URL: <http://knpt.com/contents/china/2011.07.26.pdf>。著者の許諾を得て改変利用。

(発明の概要)

雅迅ネットワーク有限公司(以下、請求人という)はGPS(Global Positioning System)を用いたナビゲーション装置を開発する中国民営企業であり、タクシー、バス、トラックに対する運行管理事業を行っている。請求人は2001年10月31日、国家知識産権局に発明特許出願を行った。出願番号は01134137.8であり、発明名称は“タクシーメータの税管理情報転送方法”である。

従来は、タクシードライバーが運行データをICカードに記録し、管理部門に記録済みのICカードを手渡すことで運行状況の管理が行われていた。しかしながらこのような方法ではリアルタイムで、タクシー運営に関する税情報を管理できないという問題があった。

本発明はこのような問題を解決すべく、以下の構成により、リアルタイムでの税管理情報の獲得を行うこととしたものである。

争点となった請求項1及び請求項2は以下のとおりである。

「1. タクシーメータの税管理情報転送方法において、

タクシーメータの必要なデータを収集し；

収集したタクシーメータのデータを、RS232通信ポートを通じて車載移動端末へ送信し；

指令に基づき、送信された車載移動端末のデータを無線デジタルセルラー電話ショートメッセージに基づき伝送し；あるいは、送信された車載移動端末のデータをその内部のメモリに保存し、再び設定された指令に基づき、車載移動端末内部メモリのデータを取り出し、かつ無線デジタルセルラー電話ショートメッセージに基づき転送し；

ショートメッセージ通信器の制御指令に基づき、ショートメッセージ処理に応じたデータをGSMシステムのショートメッセージサーバへ伝送し；

GSMシステムのショートメッセージサーバによりデータを、DDN専用線を通じて制御管理センターのSMSフロントエンド装置へ転送し、かつメモリに保存し；

指令に基づきメモリに保存したデータに対し処理を実行することを特徴とするタクシーメータの税管理情報転送方法。」

「2. 前記設定された指令はショートメッセージ発信間隔時間あるいはメモリのデータ量であることを特徴とする請求項1に記載のタクシーメータの税管理情報転送方法。」

(復審委員会の判断)

復審委員会は、請求項1に係る発明と現有技術との差が単に商業規則にあるのではなく、新たな技術的手段を採用していることから、請求項1に係る発明は、専利法第25条第1項(2)には該当しないと判断した。

(1) BM 関連発明の保護適格性判断基準

専利法第25条第1項(2)は、「知的活動の法則及び方法」は専利法の保護客体に属さない旨規定している。最初に、請求項に係る発明の保護を求める方案と現有技術とを比較し、相違する部分が単に商業規則であるか否かが判断される。

請求項に係る発明と現有技術との相違が単なる商業的規則ではないと判断した場合、以下の判断が行われる。請求項に係る発明が新たな技術的手段を採用し、当該採用した現有技術に対して作り出される貢献が、解決課題及び獲得される効果面において、技術性のものであるか否かが判断される。

ここで貢献が技術性のものである場合、技術三要素の条件を具備することから、専利法第25条第1項(2)に規定する「知的活動の規則及び方法」に属さず、専利法の保護客体外として排除されない。

(2) 請求項1に係る発明に対する判断

現有技術は運行データをICカード上に記録し、タクシードライバー及び管理部門はICカードの交換を通じてタクシーの運行状況を把握する。この種の方法はタクシー運営管理部門に、タイムリーにかつ全面的に税管理情報を獲得させることができない。ひいては、タクシードライバーに多くの不便をもたらすことになる。

請求項1は車載移動端末、RS232ポート、無線デジタルセルラー電話ショートメッセージ通信機器等により組成したシステムを採用し信頼性があり、タイムリーで、全面的で、有効的に関連する運行データを管理している。しかも、タクシードライバーによる人的作業をなくし、獲得したデータをより客観的で全面的なものとしている。

以上のことから、保護を要求するタクシーメータの税管理情報転送方法がなす貢献は、車載移動端末、RS232ポート、無線デジタルセルラー電話ショートメッセージ通信器等の組成システムにより、技術的手段を採用したことにあり、かつ、当該技術的手段は本領域の慣用技術の簡単な積み重ねあるいは寄せ集めではなく、同時にタクシーメータ運営データ伝送管理においてデータの信頼性、正確性、リアルタイム性を確保して問題を解決している。そして、それにより奏される効果もまた技術性のものである。

以上のことから復審委員会は、請求項1が保護を要求するタクシーメータの税管理情報転送方法は専利法第25条第1項(2)に規定する「知的活動の法則及び方法」には属さず、復審委員会は専利法の保護的客体に該当すると結論づけた。

(3) 請求項2についての保護適格性

請求項2はさらに請求項1のステップ3)が「設定命令が設定された指令はショートメッセージ短信発信間隔時間あるいはメモリのデータ量であること」と限定したものである。これは請求項1の技術方案に対するさらなる技術的特徴の限定であり、同様の理由により、請求項2もまた専利法第25条第1項(2)項に規定する知的活動の法則には該当せず、専利法の保護客体に該当すると結論づけた。

以上により、復審委員会は、国家知識産権局が2005年4月8日に01134137.8号発明特許出願に対してなした拒絶査定を取り消した。

3. 3 マイクロモーション判決 (2007年12月20日判決)

(判決のポイント)

北京市第一中級人民法院は、物資運送システムに係る方法の発明において、本願発明の解決課題は管理上の問題であり技術的問題ではなく、効果も数量最大化及びコスト低減という非技術的効果であることから、技術三要素を具備せず法上の発明に該当しないとして、復審委員会の判断を維持する判決をなした。

(発明の概要及び経緯)

米国マイクロモーション (以下、原告という) は中国知識産権局に「物資運送システム (100) の操作方法」と称する発明特許出願 (出願番号 00807781.9、以下 781 出願という) を行った。781 出願に係る発明は、運送物資の数量を最大化し、物資を積載・運輸するコストを最小化するアイデアである。請求項 1 の内容は以下のとおりである。

「1. 物資源 (101) から物資の目的地 (110) へ物資を運送する物資運送システム (100) の操作方法であって、
前記システムは以下のステップを含む、
(a) 前記物資の 1 次運送を開始するステップ (303) と、
(b) 流量計 (103) から当該流量計 (103) を経る物資の流速情報を受け取るステップ (601) と、
(c) 前記流速情報に基づいて、前記流量計 (103) を経る物資の 1 次測定値を計算するステップ (304) と、
(d) 前記流速情報に基づいて、前記流量計 (103) を経る物資の 2 次測定値を計算するステップ (304) と、
(e) 前記 1 次測定値を、前記物資運送において運送される物資の 1 次合計値に加算するステップ (305) と、
(f) 前記 2 次測定値を、前記物資の運送において運送される物資の 2 次合計値に加算するステップ (305) と、
(g) 前記 1 次合計値が 1 次目標以上か否かを確定するステップ (306) と、
(h) 前記 1 次合計値が前記 1 次目標以上との確定 (306) に反応して、前記物資の運送を終了するステップ (308) と、
(i) 前記 1 次合計値が前記 1 次目標より小さいとの確定 (306) に反応して、前記 2 次合計値が 2 次目標以上であるか否かを確定するステップ (307) と、
(j) 前記 2 次合計値が前記 2 次目標以上との確定 (307) に反応して、前記物資の運送を終了するステップ (308) と、
(k) 前記 2 次合計値が前記 2 次目標より小さいとの確定 (307) に反応して、ステップ (b) ～ (j) を反復するステップ。」

資材は物資源 101 から物資目的地 110 まで運送される。制御器 105 は流量計 103 の流量を監視し、資材の運送数量を最大化しつつコストを低減すべく弁 107 を開閉制御する。なお、1 次目標値とは、例えば 5 平方ヤード等の容積である。一方、2 次目標値とは 5,000

ポンド等の荷重である。制御器 105 は 1 次目標値と 2 次目標値とが最大となるよう制御する。

審査においては「技術的特徴」が記載されていないとして拒絶査定となった（実施細則第 21 条第 2 項 10）。出願人は拒絶査定を不服として復審委員会へ審判請求を行った。復審委員会は、本願請求項は技術三要素を具備しておらず、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術法案に該当せず特許の保護範囲に属しないと決定をなした。

出願人はこれを不服として北京市第一中級人民法院へ提訴した。

（人民法院の判断）

人民法院は、審査指南第 2 部分第 9 章第二節の技術 3 条件の原則を述べた上で、781 出願について以下のとおり判断した。

「本願明細書における解決課題は、運送処理過程により運送物資の数量を最大化し、また物資を積載・運輸するコストを最小化することにある。したがって本願が解決しようとする課題は管理上の問題であり、かつその特許請求の範囲に記載された解決案は公知のハードウェア構造において構成した現有する運送システムの基礎上的のものであり、管理物質の運送数量及びコストに対する特定アルゴリズムに係るコンピュータプログラムを用いて実行されるものである。したがって、専利法における技術的問題ではなく、このことから奏される効果もまた技術性を有さず、保護対象に属さない。」

すなわち本願発明の解決課題は技術的な課題ではなく、効果も数量最大化及びコスト低減という非技術的効果であることから、法上の発明に該当しないと判断された。

3. 4 マイクロソフト審決（2009 年 10 月 26 日審決）

（審決のポイント）

知的活動の法則及び方法を請求項の一部に含むとしても、これと共に技術的特徴をも含む場合、全体としては知的活動の法則及び方法とはいえず、専利法第 25 条第 1 項第（二）号に規定する範囲には属さない。

さらに、総合的に鑑みれば、解決案は技術的問題を解決しており、技術的手段を採用しており、技術的效果を獲得していることから、専利法第 2 条第 1 項に規定する技術方案に属し、専利法の保護客体となると結論づけた。

（発明の概要及び経緯）

マイクロソフト公司（以下、請求人という）は 2003 年 6 月 25 日「プログラムに対しメッセージを発行するシステム及び方法」についての発明特許出願（出願番号 03145242.6）を行った。

本発明は XML ドキュメントを編集するアプリケーション上で実行される処理方法である。アプリケーション上で、XML 関連の各種アクションが発生した場合、単一のイベント通知メッセージが発行される。XML 関連のアクションには、移動、挿入又は削除が含まれる。そして、複数のアクションに対して単一のイベント通知を行うことにより、アド

オンアプリケーションを作成する際の作業負担を軽減することが可能になるというものである。

請求項は1～23まであり、争点となったのは請求項1及び20である。請求項1は以下のとおり。

「1. 第1プログラムから第2プログラムへメッセージを発行する方法において、XMLドキュメントに対して行われたアクションに関連するイベントの発生を確定し、アクションのタイプに関わらず、単一のメッセージを新規作成し、該新規作成するステップは以下を含む：

XMLドキュメントに対して行われたアクションに関連するイベントの発生を示す識別子フィールドを設定し、

前記アクションに関連する第1XMLノードを識別する第1パラメータフィールドを設定し、

前記アクションに関連する第2XMLノードを識別する第2パラメータフィールドを設定し、

複数のアクションタイプの中から選択された一つである発生アクションのタイプを識別する第3パラメータフィールドを設定し、

前記第1プログラムから第2プログラムへ前記単一のメッセージを発行する方法。」

請求項20（システムの請求項）は請求項1（方法の請求項）とカテゴリのみ相違する実質的に同一の発明である。

審査官の判断

審査官は、方法請求項1は専利法第25条第1項第（二）号に規定する「知的活動の法則及び方法」に該当し、保護適格性を有しないと判断した。またシステムの請求項20についても同様の理由により専利法第2条第2項にいう技術方案に該当しないとして2009年3月13日拒絶査定をなした。なお、請求項12は創造性を有しないと判断された。

復審請求

出願人はこれを不服として復審委員会へ復審請求を行った。

請求人は、復審請求書と共に補正書を提出し請求項の補正を行った。補正において、独立請求項1及び20を補正し、一つのメッセージを“複数のタイプのアクションに用いる”旨明確化した。なお、審査官は前置審査においても請求項1及び20の保護適格性を否定している。

審判請求時の請求項1は以下のとおりである。（下線は補正箇所）

「1. 第1プログラムから第2プログラムへメッセージを発行する方法において、XMLドキュメントに対して行われたアクションに関連するイベントの発生を確定し、複数タイプのアクションに対し、アクションのタイプに関わらず、単一のメッセージを新規作成し、

該新規作成するステップは以下を含む：

XMLドキュメントに対して行われたアクションに関連するイベントの発生を示す識別子フィールドを設定し、

前記アクションに関連する第1XMLノードを識別する第1パラメータフィールドを設定し、

前記アクションに関連する第2XMLノードを識別する第2パラメータフィールドを設定し、

複数のアクションタイプの中から選択された一つである発生アクションのタイプを識別する第3パラメータフィールドを設定し、

前記第1プログラムから第2プログラムへ前記単一のメッセージを発行する方法。」

請求項1には何らハードウェアについての記載がなく、特に請求項中の「アクションに関連する第1XMLノードを識別する第1パラメータフィールドを設定」等は知的活動の法則及び方法と考えられ、このように知的活動の法則及び方法が請求項の一部に含まれている場合に、請求項1に係る発明が保護適格性を有するか否かが問題となった。

(復審委員会の判断)

請求項1は第1プログラムから第2プログラムへメッセージを発行する方法であり、以下の構成要件を有している。

「XMLドキュメントに対して行われたアクションに関連するイベントの発生を確定し、」
「複数タイプのアクションに対し、アクションのタイプに関わらず、発行メッセージを新規作成し、」及び、

「前記第1プログラムから第2プログラムへ前記メッセージを発行する」

これらの構成要件は、当業者の観点からすれば全て技術的特徴であるといえる。確かにメッセージを新規作成するステップにおいて、メッセージの識別子フィールド及び各パラメータフィールドに対して設定を行う内容は必ずしも技術的特徴とはいえないが、全体としてみれば上述した技術的特徴をも含んでいる。したがって、請求項1は全体的に見れば、必ずしも知的活動の法則と方法とはいえず、専利法第25条第1項第(二)号に規定する範囲には属さない。

さらに、本明細書の記載に基づけば、請求項1はコンピュータ上でコンピュータプログラムを実行する技術であり、プログラムの実行により、コンピュータ内部での対象（例えば、イベント、メッセージ）に対し、制御及び処理を行う。

解決すべき課題は如何に一のプログラムから他のプログラムへ、イベントメッセージを発行し、かつ、前記イベントメッセージに対応して関連する処理及び動作を実行させるかにあり、全体的に見ればその解決すべきものは技術的問題である。

当該方案においては、コンピュータ上でコンピュータプログラムが実行され、そうして関連するイベントに対し監視を行い、他のプログラムに対して複数タイプのアクションを指示することのできるメッセージを発行し、前記メッセージを受け取りアクションに応答する等多くのコンピュータの内部対象に対し制御及び処理を実現する手段である。

したがって、自然法則に従った技術的手段であり、かつ、それによりメッセージを利用するだけで、多くのタイプのアクションの中から一つを指示し作り出される状態改変 (transformation) という技術的効果を獲得している。

以上の状況を総合的に鑑みれば、請求項1が要求する保護の解決案は技術的問題を解決しており、技術的手段を採用しており、技術的効果を獲得していることから、請求項1に係る発明は、専利法第2条第1項に規定する技術案に属し、専利法の保護客体となると結論づけた。

請求項1が保護対象となる以上、カテゴリのみ相違する請求項20も同様に専利法の保護対象となると判断した。

3. 5 生体情報制御方法事件 (2012年6月18日審決) 209 210

(審決のポイント)

請求項1につき、当該案は具体的な技術的手段を含んでいる。解決された問題は技術的問題であり、該案で得られたのは、生体情報に対し正確で確実なトレースを行う技術的効果であり、人間の思考から生まれ、推理、分析と判断により生まれた抽象的な結果ではない。そのため、特許法第25条第1項第(二)号に規定される知的活動の規則及び方法に属さない。

(発明の内容及び経緯)

本事件は豚等の動物に生体識別子を固定し、各種データをデータセンターで保管する技術に関する。

争点となった請求項は以下のとおりである。

「1. 生体情報の制御方法であって、

生体の初期状態で、生体細胞を採集、寄託し、生体の初期生体情報を取得するステップ1と、

ステップ1で採集された初期生体情報を、データセンターに保存するステップ2と、

ステップ1で採集された初期生体情報を、生体識別子に対応して記憶し、一対一のコードを生成し、該コードによって該生体識別子とデータセンターに保存された生体情報との間の対応的な関係を確立し、該生体識別子を生体に固定するステップ3と、

生体の成長発育情報をリアルタイムで保存するステップ4と、を含むことを特徴とする生体情報の制御方法。」

本出願に対する審査官の判断は以下のとおりである。

²⁰⁹ FS43488号

²¹⁰ 河野 英仁「中国特許法と実務」経済産業調査会, p60。著者の許諾を得て改変利用。

上記の方案は、実質的には、情報を統計及び保存し、情報をリアルタイムでトレース及び比較する過程であり、一種のデータ処理方法に属する。製品属性情報に対する制御は、実質的には、いつデータを採集するか、どのようなデータを採集するかという問題を解決し、このような問題は、人間の思考から生まれたものであり、自然界に客観的に存在するものではないため、技術的問題に属さない。

どのように情報を取得し、情報を記憶し、新しい情報と古い情報との関連を実現し、及びどのように新しい情報と古い情報を比較するかは、一切人類の思考活動に決められ、いかなる自然法則も利用してなかつたため、技術的手段を採用したと認められない。

要するに、全体で見ると、本発明は技術的問題を解決せず、技術的手段も採用せず、知的活動の規則及び方法に属するため、請求項 1-10 は特許法第 25 条第 1 項第 (二) 号の規定に符合していない。

出願人は拒絶査定に対し復審請求を行った。

さらに審査官は前置審査において以下のように述べている。

本出願の保護を求める主題から見ると、「生体情報の制御方法」は、生体情報をデータ処理する知的活動の規則及び方法である。

技術的問題から見ると、「食品安全問題における疾病の感染及び伝播を根絶する」ことは、必ずしも技術的問題ではなく、政治的問題、法律的問題である可能性もある。

「家畜単体ごとの対応性遡及を行う」ことも、必ずしも技術的問題ではなく、全体の単体の対一の遡及を行う必要があるか否かも、人間の脳によって主観的に決定されるものである。

技術的方案を含むか否かにおいて、本発明の技術的核心は、単体の生体の異なる成長段階の情報に対する保存及び対応であり、あるステップに技術的特徴を含んでいるものの、本発明は、全体的に知的活動の規則及び方法に属する。

(復審委員会の判断)

これに対する審判官の判断は以下のとおりである。

本出願の請求項 1 の保護を求める方案において、生体細胞の採集及び寄託、生体初期情報の取得及び保存、生体識別子の作製及び生体への固定などの具体的な技術的手段を含んでいる。

請求項 1 による方案は、生体細胞を採集、寄託し、生体の情報を取得し、データセンターに保存し、情報を生体識別子の形で生体に固定することによって、特定の生体単体と、情報センターに寄託されたデータ及び最初に寄託された細胞との間の関連及び対応的な関係を実現し、生体単体の初期生体情報及びその成長発育情報に対する遡及を解決し、解決された問題が技術的問題であることは明らかである。その後、上記の技術的問題を解決することによって、上記生体情報に対し正確で確実なトレースを行う技術的效果も得られた。

請求項1の方案では、生体の初期生体情報及び成長発育に関する情報について、単体の識別が可能な情報を選択すべきであり、このような選択は自然法則を利用しており、該方案で得られたのは、上記生体情報に対し正確で確実なトレースを行う技術的效果であり、人間の思考から生まれ、推理、分析と判断により生まれた抽象的な結果ではない。特許法第25条第1項第(二)号に規定される知的活動の規則及び方法に属さない。

3. 6 システム連動処理方法事件 (2013年6月3日審決) ^{211 212}

(審決のポイント)

請求項1につき、該問題は技術的問題であり、該有益な効果は技術的效果である。当該方案は技術的手段を用いており、人為的に規定された規則及び方法ではない。そのため、請求項1は、特許法第25条第1項第(二)号に規定された知的活動の規則及び方法に属さない。

(発明の内容及び経緯)

本事件で問題となった請求項は以下のとおりである。

「1. レール交通における地下駅、駐車場、変電所及び制御センターの区間の列車の渋滞が発生した後の連動制御に用いられる、レール交通における列車の渋滞に対するシステム連動処理方法であって、

前記駅、区間及び制御センター内に設けられた、列車自動監視システム、スクリーンドアシステム、放送システム、乗客情報システム、電気機械監視システム及び総合監視システムを含む専門的システム同士を、結び付けるステップ(1)と、

前記列車自動監視システムは、列車の運転状態を監視し、採集された列車渋滞位置情報を前記制御センターの前記総合監視システムに送信するステップ(2)と、

前記制御センターの前記総合監視システムは、ステップ(2)で採集された渋滞位置情報に基づいて、駅区間渋滞モードあるいは駅レール移動区間渋滞モードを選択して起動するステップ(3)と、を含むことを特徴とする方法。」

これに対し審査官は単なる人的取り決めであり、法上の発明に該当しないと判断した。その理由は以下のとおりである。

請求項1は、レール交通における列車渋滞後のシステム連動方法の保護を要求しており、その方案は単に、人の主観認識及び理解に基づくものであり、人為的に列車渋滞が発生した後の総合連動メカニズムを制定している。

すなわち、人為的に渋滞制御モデルを制定しロジック及び規則を執行しており、各制御モデルを、人の主観意図に基づき展開し、列車渋滞時の管理調整を行うことを目的としている。

²¹¹ FS54524号

²¹² 河野 英仁「中国特許法と実務」経済産業調査会, p62。著者の許諾を得て改変利用。

当該方案は人為的に定められる軌道交通管理調整方法に過ぎず、これは人の思考運動及び社会現象に対する体験を借りて認識して創作した人為的規定であり、思考運動の結果であり、法上の発明に該当しない。

当該拒絶査定に対し、出願人は復審請求を行った。

(復審委員会の判断)

審判官は請求項に係る発明は技術的問題を解決するためのものであり法上の発明に該当すると判断した。具体的な判断理由は以下のとおりである。

請求項1は、レール交通における列車の渋滞に対するシステム連動処理方法の保護を求め、該方法が解決しようとする問題は、既存のレール交通路線に存在する運営自動化程度が高くなく、列車の渋滞が発生した後、総合対応速度が遅れるという問題に対し、レール交通における列車の渋滞後の連動システム構築方法及び監視方法を提出することで、レール交通路線の運営自動化程度を高め、総合監視システムのリアルタイムエラーに対する分析決定連動機能を実現することであり、該問題は、自然法則に符合する技術的問題である。

当該方法は、列車、駅あるいは駅区間に発生された列車の渋滞の緊急状況に迅速に対応し、レール交通路線の運営自動化程度を高めるとともに、総合監視システムのリアルタイムエラーに対する分析決定連動機能を実現することができ、レール交通の各システムの総合対応速度を向上し、人間及び設備の安全を保障するという有益な効果が得られ、該有益な効果は自然法則に符合する技術的效果である。

請求項1の方案において、「結び付け」、「監視」、「採集された列車渋滞位置情報」、「列車渋滞位置情報に基づく起動の選択」のこれらの手段は、いずれもシステムの組成の特性及びシステムの作業特徴と協調関係特徴に従わなければならない技術的手段であり、人為的に規定された規則及び方法ではない。そのため、請求項1は、特許法第25条第1項第(二)号に規定された知的活動の規則及び方法に属さない。

3. 7 オンライン銀行安全認証システム事件 (2013年6月26日審決) 213 214

(審決のポイント)

本事件は、対比文献を用いて保護適格性を判断した事例の一つである。

当該方案につき、インターネット上の銀行取引のセキュリティ認証の問題は技術的問題に属し、その手段は身分検証、取引情報の生成、送信及び検証オペレーション等の技術的手段を用い、その効果はユーザ取引の安全性を高める技術的效果であるとして、請求項1の方案は専利法第2条第2項に規定する技術方案に該当すると判断した。

²¹³ FS56765号

²¹⁴ 河野 英仁「中国特許法と実務」経済産業調査会, p57。著者の許諾を得て改変利用。

さらに、対比文献との関係について、本申請中の二次安全認証の手段は、必ずしも対比文献方案中で解決されているとは言えず、それにより本申請が第2条第2項の規定する技術方案に該当しないとすることはできないと述べた。

(発明の内容及び経緯)

中国建設銀行が「オンライン銀行の安全認証方法及びシステム」と称する特許出願をしたところ審査官は専利法2条2項に規定する技術方案ではないとして拒絶査定したものである。出願人はこれを不服として復審委員会に復審請求を行った。出願番号は200910162866.1である。

請求項は以下のとおりである。

「1. オンライン銀行の安全認証方法において、
ユーザ登録パスワード情報が正確であることを確定し；
振替支払取引情報を受け取り；
前記受け取った取引情報に基づき、ダイナミックパスワード情報を生成し；
前記ダイナミックパスワード情報及び前記取引情報をユーザ端末装置に発送し、ユーザに前記取引情報に対し照合させる
ことを特徴とするオンライン銀行の安全認証方法。」

審査官は、検索により得た対比文献「CN101119202A」は、2つのダイナミックパスワードを利用した安全性システムを開示しており、請求項1の方案は、対比文献に対して、実際に解決する問題は、ただ単に取引情報を照合し取引を完成させるという非技術的問題に過ぎないと判断した。すなわち対比文献との差は非技術的問題に過ぎないことから、請求項1に係る発明は特許法第2条第2項に規定の技術方案に該当しないと判断した。

出願人は、以下の補正とともに復審請求を行った。

「1. オンライン銀行の安全認証方法において、
ユーザ登録パスワード情報が正確であることを確定し；前記登録パスワード情報は、ユーザ名パスワード情報、暗証パスワード情報、CAPTCHAパスワード情報及びユーザUSB Keyパスワード情報を含み、
振替支払取引情報を受け取り；
前記受け取った取引情報に基づき、ダイナミックパスワード情報を生成し；前記ダイナミックパスワード情報は異なる取引情報に対してランダムに生成され、
前記ダイナミックパスワード情報及び前記取引情報をユーザ端末装置に発送し、ユーザに前記取引情報に対し照合させる
ことを特徴とするオンライン銀行の安全認証方法。」

(復審委員会の判断)

審判官の判断は以下のとおりである。

当該方案は、取引開始前に登録パスワード情報の身分認証確定を行い、取引開始後から取引終了前に、ユーザにダイナミックパスワード情報及び取引情報の2次セキュリティ認証を照合させるものであり、それにより、インターネット上の銀行取引のセキュリティ認証問題を解決するものである。

インターネット上の銀行取引のセキュリティ認証の問題は、特許法の意義上の技術的問題に属する。請求項1が採用した手段は、登録パスワード及び取引情報に基づくダイナミックパスワードの2つの身分認証を相結合したものであり、ダイナミックパスワード情報及び取引情報をユーザ端末装置へ送信し、取引情報照合を行うものである。またその中で身分検証、取引情報の生成、送信及び検証オペレーション等の技術的手段を用いている。

該技術的手段を通じて達成する効果は、ユーザ取引の安全性を高めるものであり、該効果はまた特許法意義上の自然法則に合致する技術的效果である。以上のことから、請求項1の方案は特許法第2条第2項に規定する技術方案に該当すると判断した。

さらに審判官は、対比文献との関係について以下のとおり述べている。

対比文献 CN101119202A は、ダイナミックパスワードカード方式で行う認証セキュリティレベルが不足しているという問題を克服するために、第一のダイナミックパスワード座標を正確に入力した後に、取得した第二のダイナミックパスワード座標を入力し、2つのダイナミックパスワードのセキュリティ認証を行う。これから分かるように、対比文献中の2つのダイナミックパスワードが完成しているのはパスワード検証だけである。

これに対し、本申請は、ユーザ登録を通じて第1の身分認証を完成した後に、取引過程において、受け取った取引情報に基づき、ダイナミックパスワードを生成し、該パスワード及び取引情報をユーザ端末装置へ送信し照合することで、二次安全認証を完成するものであり、当該安全認証と対比文献中の2つのパスワード検証とは、異なる実行タイミングに属するものであり、異なる階層での安全認証である。かつ、取引情報はユーザ端末に送信されて照合され、ユーザの取引情報に対する検証処理に関わる。

一方、対比文献中では、必ずしもユーザの支払取引情報を結合して処理する過程ではなく、単に一回の身分認証に過ぎない。以上のことから、対比文献中の二次認証及び本申請中の安全性を高めるための二次認証方式と、両者のダイナミックパスワード組成及びその検証処理とは同じではない。それゆえ、本申請中の二次安全認証の手段は、必ずしも対比文献方案中で解決されているとは言えず、それにより本申請が第2条第2項の規定する技術方案に該当しないとすることはできない。

3. 8 ノキア判決 (2014年2月24日判決) ²¹⁵ ²¹⁶

(判決のポイント)

請求項において機能的、作用的な記載を行った場合、中国では米国と同様に権利範囲は実施例及びその均等物に限定解釈される²¹⁷。

本事件では装置クレームにおいて「～により構成される²¹⁸」と機能的な表現により構成要件を特定しており、権利範囲の特定が問題となった。高級人民法院は、明細書にも単に作用的な記載しかなく、具体的な構成が記載されていないことから、権利範囲を特定することができず特許非侵害との判決をした。

(特許の内容)

ノキア公司 (原告) は“データ転送方法の選択”と称する特許第 200480001590.4 号 (以下、590 特許という) を所有している。590 特許は 2004 年 8 月 17 日に出願され、2008 年 7 月 9 日登録された。

590 特許は、ショートメッセージ又はマルチメディアメッセージ等のメッセージの種類に応じてメッセージデータの転送方法及びエディタを選択するアイデアをクレームしている。

争点となった請求項 6 及び 7 は以下のとおりである。

「請求項 6 ユーザから受け取られた入力に基づいて転送を待つメッセージを確定するよう構成された端末装置において、

前記端末装置は、現在入力された、又は、既に入力されたメッセージの少なくとも一部分の特性情報を検査するよう構成されており；

前記端末装置は前記メッセージを転送するために、予め定められた選択条件下で、前記メッセージ特性情報に関連するデータ転送方法を選択するよう構成されており、

前記特性情報は下記の情報の一つであることを特徴とする端末装置。

前記メッセージ中に入力された、及び／又は、前記メッセージのために選択された情報のタイプを指定する情報タイプ；

受け手の識別子；

受け手の識別子のタイプ。」

²¹⁵ (2013) 沪高民三 (知) 終字第 96 号

²¹⁶ 河野 英仁「中国における機能的クレームの権利範囲解釈～中国で権利行使可能な明細書作成のポイント～中国特許判例紹介(41)」, URL: <http://knpt.com/contents/china/2015.02.10.pdf>. 著者の許諾を得て改変利用。

²¹⁷ 司法解釈[2009]第 21 号第 4 条は以下のとおり規定している。

「第 4 条 請求項において機能又は効果により表されている技術的特徴について、人民法院は明細書及び図面に表された当該機能又は効果の具体的な実施形態及びそれと均等な実施形態と合わせて、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。」

²¹⁸ 原文では「被配置为」と表現されている。

「請求項7 前記データ転送方法の選択を、メッセージを入力するために用いられるメッセージエディタにおいて適用するよう構成されており；

前記メッセージエディタにおいて行われる前記データ転送方法の選択に基づいて、前記選択されたデータ転送方法をサポートするデータ転送アプリケーションに対して前記メッセージを送信するよう構成されており、及び

前記データ転送アプリケーションによって使用されるデータ転送プロトコルに従って、前記メッセージを通信ネットワークに送信するよう構成されている請求項6に記載の端末装置。」

(訴訟の経緯)

原告は、華勤公司（被告）が製造販売する L160A、V91、S300C、S520A 及び L18 携帯電話が 590 特許を侵害するとして上海市第一中級人民法院へ提訴した。また原告は被告に対し、2 千萬元（約 3 億 8 千万円）の損害賠償を求めた。上海市第一中級人民法院は特許非侵害の判決を下した²¹⁹。原告は当該判決を不服として上海市高級人民法院へ上訴した。

(高級人民法院の判断)

(1) 請求項7は機能性技術特徴を含んでいるか

高級人民法院は、請求項7は機能性技術特徴を含んでいると判断した。その理由は以下のとおりである。

機能性技術特徴とは、製品の構造、部品、成分若しくはその間の関係、又は、方法のステップ、条件若しくはその間の関係等について、発明創造中に起こる作用、機能又は効果を通じて限定した技術的特徴をいう。ただし、本当業者が請求の範囲、明細書及び図面を読むことにより直接、明確に確定することができる技術内容に係る技術的特徴は除かれる。

ここで、特許請求項及び明細書の記載に基づけば、特許請求項1及び請求項2が保護を求めているものは電気通信システム中のデータ転送方法を選択する方法であり、請求項7が保護を求めているものは、上述した方法を実現又は実行することが可能な端末装置である。特許請求項7は方法請求項の対応する各ステップの特徴の前に“構成されている”を付加する記載方式を採用し、その限定した関連技術特徴を表現している。

一方、“構成されている”は文意上、設備、部品を、その限定したステップの機能又は効果を実現又は達成させるものと理解すべきである。したがって、特許請求項7の技術的特徴は、機能性文言を使用して限定した技術的特徴に属する。

以上のとおり人民法院は、特許請求項7の技術的特徴は単に該特徴が実現すべき機能を表現しているに過ぎず、かつ当業者が請求項、明細書及び図面を読むことによってもまた

²¹⁹ 上海市第一中級人民法院判決。(2011)沪一中民五(知)初字第47号

直接、明確に該技術的特徴の技術内容を確定することができないことから、特許請求項7は、機能性技術特徴を含むと判断した。

(2) 請求項7の権利範囲

続いて、人民法院は請求項7の権利範囲について判断した。

司法解釈[2009]第21号第4条は以下のとおり規定している。

第4条 請求項において機能又は効果により表されている技術的特徴について、人民法院は明細書及び図面に表された当該機能又は効果の具体的な実施形態及びそれと均等な実施形態と合わせて、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。

特許明細書は簡単に、上述の方法ステップが移動局MSに適用することができる、又は、メッセージエディタEDに適用できると述べているだけであり、かつ、ソフトウェア、ハードウェア又はソフトハードの結合の解決方案を通じて前記手段を実施できると簡単に説明しているだけである。

しかしながら、明細書及び図面中、必ずしも上述の方法ステップを端末装置又はメッセージエディタの具体的な技術的手段にどのように適用するかに関する記載は存在しない。換言すれば、明細書及び図面中には、端末装置、メッセージエディタが対応する機能を実現するよう「構成された」具体的な実施方式は記載されていない。

以上の理由により高級人民法院は、司法解釈第4条の規定に基づき、特許請求項7中の「構成されている」の記載により限定された技術的特徴の内容を確定することができず、特許請求項7の保護範囲を確定する術がないと判断した。

そして特許請求項7は機能性技術特徴を含んでおり、かつ特許明細書及び図面を結合したとしても請求項7の保護範囲を確定することはできないことから、被疑侵害製品の技術内容の如何に関わらず、原告の特許権侵害主張は成立しないと結論づけた。

以上により、高級人民法院は、機能的記載により保護範囲を確定することができないことから、特許権侵害が成立しないとした中級人民法院の判決を支持した。²²⁰

²²⁰ (海外質問票調査) この案件において、関連請求項の保護範囲の特定を巡る論争について、中国最高人民法院が2015年7月14日にて座談会を開き、「データ転送方法の選択」という特許の権利侵害問題に関して意見を聞き取った上、次の結論を出した。すなわち、もしMPF形式で作成された装置クレームを保護すれば、単に機能的に限定された装置を保護することになり、これは技術革新の妨げになってしまうだけでなく、さらに特許の保護範囲に当該機能を実現するためのすべての実施形態が含まれるということになり、明らかに中国専利法の目的に背くものである。

3.9 ロック付き銀行コンピュータ会計システム事件 (2015年12月31日判決)²²¹ ²²² (判決のポイント)

本判決は、保護適格性の判断ではなく、BM 関連発明の進歩性判断に関するものである。先行技術と異なる技術的特徴（区別的特徴）のすべてを技術常識と認定した復審決定に対し、区別的特徴2は、本分野の当業者にとっては本分野の技術常識ではないと判示した。

本件において、対象出願と引用文献1はほぼ全く異なる発明であったが、復審委員会はすべての相違点を技術常識として認定した。一般の出願の復審請求ではこのようなケースは少ないが、本件は、技術常識の観点から BM 発明特許出願を拒絶するという、BM 発明特許出願に対する特許庁の審査方針を反映していると考えられる。

上記事例は、北京知識産権法院成立2周年の時に公布された典型的事例に選ばれ、北京知識産権法院の副院長陳錦川氏も公布会でこの事例に言及した。北京知識産権法院も BM 発明特許出願の進歩性の判断基準に注目しており、BM 発明の進歩性判断における技術常識の使用に一定の影響を及ぼす可能性がある。²²³

(発明の内容及び経緯)

復審決定において技術常識を多用した審査手法を不服として、原告は北京知識産権法院に行政訴訟を提起した。

発明の名称は「電話を利用するロック付き銀行コンピュータ会計システム及び方法」、原告は「黄金富」氏である。

復審決定の対象となった請求項1は、

「1. 電話利用による安全な料金支払のためのロック付き銀行コンピュータ会計システムであり、当該システムは料金を安全に支払うためのものであり、

電話(1)、公衆通信システム(2)、金融コンピュータ会計システム(3)を有し、

当該金融コンピュータ会計システム(3)には自動電話装置(3-1)、CPU(3-2)、メモリ(3-3)、自動支払機(3-4)及び／又はクレジットカード読取機(3-5)及び／又は電話振込ユニット(3-6)が含まれ、

通常は、当該金融コンピュータ会計システム(3)はユーザ口座(3-7)をロックしているが、ロック解除が必要な口座及び記帳区分を設定することができ、

かかる口座管理サービスは取引機関又は中間業者が直接提供し、

当該取引機関又は中間業者がシステムユーザーに専用電話番号(6)を割り当て、システム内にロック解除情報(8)を設定し、そのロック解除情報(8)をユーザ口座(3-7)と関連付け、

²²¹ (2015)京知行初字第2227号

²²² 海外質問票調査より。

²²³ (海外質問票調査) 現段階では、BM 発明特許出願の進歩性判断は、審査指南に規定する「3ステップ法」に基づいて行われるが、技術常識によって登録率が抑えられている。審査段階での技術常識の認定に関する明確な基準がないため、審査官にかなりの自由裁量を与え、特許として認められる予見性は不明である。2017年4月の審査指南改正後、BM 発明特許出願の審査は緩和する可能性があるが、どこまで緩和するか、判断基準の明確性や適正性はどうか、まだ分からない。

ユーザが電話(1)を利用し、公衆通信システム(2)を通して当該専用電話番号(6)にかけ、金融コンピュータ会計システム(3)に繋がると、金融コンピュータ課金システム(3)の自動電話装置(3-1)が情報を CPU(3-2)に転送し、CPU(3-2)は当該専用電話番号(6)の情報を利用してメモリ(3-3)に記録されたロック解除情報(8)を検索・照合し、

一致した場合、対応するユーザ口座(3-7)を設定された時間解除し、自動支払機(3-4)及び／又はクレジットカード読取機(3-5)及び／又は電話振込ユニット(3-6)に対し、当該ユーザ口座(3-7)のロックを解除するが、一致しない場合は、解除しない、ということの特徴とするロック付き銀行コンピュータ会計システム。」というもの。

(復審決定)

請求項1と引用文献1との相違点は、次のようなものである。

1. ロック解除が必要な口座及び記帳区分を設定することができ、かかる口座管理サービスは取引機関又は中間業者により直接提供される。
2. 上記取引機関又は中間業者は、システムのユーザに専用電話番号(6)を割り当て、ユーザが電話(1)を利用して、公衆通信システム(2)を通して当該専用電話番号(6)にかけ、金融コンピュータ会計システム(3)に繋がった場合、金融コンピュータ会計システム(3)は設定されたプログラムに基づき、当該専用電話番号(6)の情報を、メモリに記録されたロック解除情報(8)と照合し、一致した場合は解除するが、一致しない場合は解除しない。
3. 一致した場合、対応するユーザ口座(3-7)を、設定された時間解除する。
4. CPU、自動支払機及び／又はクレジットカード読取機及び／又は電話振込ユニットを設置し、対応する機能を実行する。

上記のような技術的特徴の相違点に基づくと、本発明により実際に解決すべき技術的問題とは、口座管理サービスの設定方法、認証用の情報の設定方法及び口座ロック解除状態の管理方法であることが分かる。

区別的特徴1に関しては、取引機関又は中間業者による口座管理サービスの設置及び提供は本分野の慣用技術であり、口座のロック解除機能及び記帳区分の設定は、公知のユーザ管理サービスである。当業者は、実際の需要に基づき、取引機関又は中間業者により提供される口座管理サービスの具体的な内容を設定することができ、設定の方法は本分野の技術常識である。

区別的特徴2に関しては、引用文献1では、顧客が電話により電話システムを通してサービス業者に繋ぎ、サービス業者が設定されたプログラムに基づいて発信者ID及び暗号を照合することで、取引が可能か否かを確認する技術的方法を開示している。両者の差異は、認証判断根拠とするロック解除情報の具体的な内容が異なるところにある。引用文献1は、発信者IDと暗号をロック解除の情報の基礎として開示した上で、電話呼び出し時の呼び出し情報には受信者IDも含むことを考慮している。また、受信者ID及び引用文献1における暗号は、いずれもユーザが入力する情報であることから、受信者IDは暗号の性質を有するものとなる。すなわち、ユーザが入力した受信者IDを使って安全認証を行うことは当業者が容易に想到できる通常の技術設計の変更であり、本分野における慣用技

術に属するものである。さらに、安全認証に使われる情報を取引機関又は中間業者によりユーザに提供することは、本分野における技術常識である。

区別的特徴3に関しては、ユーザに必要な操作時間を提供するため、認証成功後は対応する口座を設定された時間解除し、関連する操作を行う。無期限に口座を解除することによる潜在的な安全リスクを避けるために、設定時間の終了後に当該口座をロックすることは、いずれも本分野における慣用技術である。

区別的特徴4に関しては、引用文献1では、サービス業者がプログラム作成を含んでいることを開示している。行う必要がある取引の1つ又は複数の部分に関連する少なくとも1つのデータプロセッサによる処理に基づき、その他のユニットに繋がるCPUを設置することにより、プログラムを通して各ユニットへのコントロール及び対応を実現する方法は、本分野における慣用技術である。

引用文献1では、ある口座から別の口座への資金の振込を含む取引が開示されており、これに基づきシステムにユーザ口座及び対応する機能ユニットを設置することにより振込機能を実現することは、本分野の技術常識である。自動支払機とクレジットカード読取機は、本分野の公知の設備であり、当業者は実際の需要に基づき上記2つ設備をシステムに組み込むことができる。

以上に鑑み、引用文献1を基礎とし、上記技術常識及び慣用技術を用いて得られた請求項1が保護を求めている発明は、この技術分野の当業者にとっては自明である。したがって、保護を求める請求項1の発明は、突出した実質的特徴及び顕著な進歩を有しないため、進歩性を有しない。

(北京知識産権法院の判断)

北京知識産権法院は以下のように判示した。

先行技術が全体において技術性があるか否かを考える際に、引用文献が開示する発明を考慮するだけでなく、その技術分野、解決する技術的問題、達成される技術的效果をも考慮し、先行技術が全体として与えるものを理解する必要がある。

復審では、請求項と引用文献1との間の異なる技術的特徴について概括を行った。具体的には、次のような異なる技術的特徴が含まれている。

1. 銀行カードの常態が異なる。本願では銀行カードの常態はロック状態で、毎回取引前にロックを解除する必要があるが、引用文献1では銀行カードの常態はロックされていない。
2. 取引の際の認証方法が異なる。本願ではサービス業者はユーザに専用電話番号を割り当て、ユーザは公衆通信システムを利用して当該電話に電話をかけ、サービス業者は自社の金融コンピュータ会計システムを利用して、当該電話番号の情報を記録されたロック解除情報と照合することにより、ロック解除の可否を決定するが、引用文献1ではユーザがサービス業者公用のお客様サービスセンターに電話をかけ、サービス業者が発信者番号及びユーザ暗号を照合することにより、更なる取引を行うか否かを決定する。

3. 認証後の操作が異なる。本願では認証成功後、ユーザが直接自由に取引を行えるように、銀行カードのロックを一定時間において解除するが、引用文献1では対象となる取引者に対して確認を行う必要がある。
4. 本願ではCPU、自動支払機及び／又はクレジットカード読取機及び／又はその他の設備を設置し、対応する機能を行う。

進歩性判断の過程において、区別的特徴による効果を用いて、保護を求める発明が実際に解決する技術的問題を確定し、さらに先行技術が本分野の当業者に示すものにより、創造に負担を伴わずに上記の区別的特徴を最も近い先行技術に応用することで、上述の技術的問題を解決できているかを判断する。

上記の区別的特徴2に基づき、引用文献1が開示する内容を鑑みれば、本願ではユーザがかかる専用電話番号、すなわち受信者番号を暗号情報の一部として認証を行うことが分かる。しかし、引用文献1ではユーザの発信者番号を暗号情報の一部として認証を行っている。この2つの認証方法は異なる。引用文献1と比較すると、本願の発明は「逆方向」の認証方法を用いている。すなわち、ユーザがどの番号から電話をかけたのかを考慮する必要がなく、ユーザに割り当てる専用受信者電話番号を認証し、かつサービス業者がこれらの専用番号を統一管理する。他方、「逆方向」認証に基づく場合、本願の実施のために用いる手段は自ずと発信者IDを暗号情報の一部として認証を行う方法と異なることになる。例えば、本願では引用文献1のような発信者ID表示機能を設定する必要はないが、サービス業者側にはユーザに提供する一定量の専用電話番号をプールしておく必要がある。そして、検証の際に受信者番号の情報を抽出する必要がある。

技術的效果においては、本願の発明では、ユーザは任意の固定電話、携帯電話又は他人の電話を使っても秘密の専用電話に電話をかけることができ、ユーザは操作しやすい。すなわち、この方法は秘密性がありながら利便性も高い。しかし、発信者ID方法では自分の携帯電話からしか取引サービス業者に電話をかけることができず、携帯電話がなければ基本的に取引が完成できない。以上から、受信者IDを確認暗号とする方法と発信者IDを確認暗号とする方法は、発明の構成、実施手段、取得できる技術的效果においては大きな差があり、特に前者と後者の操作方法は「正反対」であり、本分野の当業者にとっては、後者が開示する方法を用いて前者の発明を実施することは難しいことが分かる。したがって、区別的特徴2は、本分野の当業者にとっては本分野の技術常識ではない。

以上から、本申請の請求項1が開示する発明は本分野の当業者にとって自明のものではなく、本分野の当業者は引用文献1から得られる方法を技術常識と合わせて用い、サービス業者から専用電話番号を割り当てる形式を以って「逆方向」の取引認証システムを実施することはできない。

以上のような分析から、本願の請求項1は引用文献1と比較して、進歩性を有することが分かることから、黄金富氏の訴訟理由が成立し、本院はこれを支持する。本願の請求項1が進歩性を有しないという認定決定は誤りであり、本院はこれを是正することにする。

D. 中国

1 CS 関連発明等に関する主な論点と判断方法について

(問) 貴国において、CS 関連発明等に関する特許審査の判断基準に関する論点があれば、解説をお願いします。

論点	論点の解説
CS 関連発明	コンピュータプログラムについてのアルゴリズムそれ自体のクレームは中国で許可されるのか？
BM 関連発明	中国では新規性／非自明性の評価において、クレームの非技術的な限定は考慮されるのか？
CS 関連発明	コンピュータソフトウェアの特許保護は黎明期から始められている。1993年の審査指南第1版では、コンピュータプログラムに関する発明（コンピュータプログラムそれ自体ではない）の保護を既に規定していた。
BM 関連発明	1990年代、ビジネス方法について出願された場合、SIPOはこの種の出願を第25条及び第2.2条によって拒絶していた。しかし近年では、多くの中国企業がビジネス方法について特許保護を求めている。こうしてSIPOは、ビジネス方法出願の厳格な審査基準を、ある程度緩和することを決定した。

2 CS 関連発明等に関する最近の審査実務の傾向や変化について

(問) 貴国におけるCS 関連発明等の最近の審査実務の傾向や変化について、時期と傾向がわかるように教えてください。特に変化がない場合は、いつ頃からどういう傾向で変化がないかを教えてください。

見解	CS 関連発明等に関する最近の審査実務の傾向や変化
1	2017年4月1日以降、コンピュータプログラムを保存した一時的でない記憶媒体は、中国において制定法上の保護対象とされる。
2	SIPO 審査官はビジネス方法出願の多くを保護適格性を有する発明として認め、主としてその新規性及び進歩性について決定している。

3 CS 関連発明等に関する拒絶理由とその解消方法について

(問) CS 関連発明等の審査における最近の傾向として、貴所の経験から拒絶理由として多いものは何ですか？（複数回答可）また、上記で、発明該当性、進歩性／非自明性のおおよその割合はどれくらいですか？（■：該当、□：非該当）

見解	CS 関連発明等の拒絶理由
1	<p>CS 関連発明等の拒絶理由として、多いものは何ですか？（複数回答可）</p> <p><input type="checkbox"/> 発明該当性 <input type="checkbox"/> 新規性 <input checked="" type="checkbox"/> 進歩性／非自明性 <input type="checkbox"/> 記載要件</p> <p>発明該当性の割合：10%以下 進歩性／非自明性の割合：約90%</p>
2	<p>CS 関連発明等の拒絶理由として、多いものは何ですか？（複数回答可）</p> <p><input type="checkbox"/> 発明該当性 <input checked="" type="checkbox"/> 新規性 <input checked="" type="checkbox"/> 進歩性／非自明性 <input type="checkbox"/> 記載要件</p>

（問）代表的な CS 関連発明等の登録特許をサンプル的に抽出し、審査過程において経験した拒絶理由と、その解消方法について教えてください。できるだけ最新の傾向がわかる特許を抽出してください。

特許番号	拒絶理由の内容及び解消方法
案件 CN-1	<p>拒絶理由：</p> <p>この特許はゲームシステムに関するものである。審査官は最初のオフィスアクションで、クレームが既存のディスプレイ装置、入力装置、記憶装置、ゲーム範囲表示ユニットを適用しており、操作用マークを移動及び表示するためのコンピュータプログラムを適用するものであると主張した。すなわちクレームは技術的手段を適用しておらず、技術的問題を解決しないので、技術的解決手段を構成しないものとした。</p> <p>解消方法：</p> <p>技術的解決手段について決定するための要点は、解決手段の中に技術的手段が存在するのか否かであった。請求項1は、ディスプレイ手段、入力手段など、多くの技術的手段を含んでいた。したがって請求項1の解決手段は、技術的問題を解決し、技術的効果を達成するものであった。</p> <p>請求項1の技術的ソリューションは全体として、技術的手段を採用し、技術的問題を解決し、かつ技術的効果を奏したので、特許法第2条第2項に規定する技術的ソリューションに該当することを主張した。</p>

4 CS 関連発明等の特許明細書等の記載に関する留意点について

（問）日本から貴国へ CS 関連発明等に関する特許を出願する場合、クレーム、明細書、図面の記載について、特に注意する点があれば記載してください。（PCT ルートとパリルートで特に注意すべき点に違いがあれば、その点についても記載をお願いします。）

見解	CS 関連発明等の特許明細書等の記載に関する留意点
1	<p>(1) 出願人が実施態様を多く提示すれば、それだけ良い結果が期待できる。</p> <p>(2) アルゴリズム関連の発明について保護を求める場合、出願人は、その新規なアルゴリズムが異なる複数の産業的な状況でどのように利用可能であるのかについて、複数の実施態様を提供する必要がある。</p> <p>(3) ビジネス方法発明の保護を求める場合、出願人は、制定法に含まれない対象と異なる IPC 分類を審査官が発明に付すことができるよう、ビジネス関連の実施態様及び産業上の実施態様の両方を提示すべきである。</p>
2	<p>出願人はコンピュータプログラムを保護するために4種類のクレームを作成することができる。すなわち、方法クレーム、プロセッサ・メモリ・処理工程ステップによって構成された装置クレーム、処理工程ステップによって定義された記憶媒体クレーム、そして複数のプログラムモジュールによって構成された装置クレームである。</p> <p>ビジネス方法発明については、第2条第2項に従い、何らかの技術的特徴をクレームに必ず記載するよう留意されたい。</p>

5 機能的記載のクレームの制限及び留意点について

(問) 貴国において、機能的記載のクレームについて制限がある場合、どのような制限があるか、どのような点に注意すべきか、について記載をお願いします。特に、日本から貴国へ CS 関連発明等に関する特許を出願する場合の留意点があれば、記載をお願いします。機能的記載のクレームについて、制限や留意点がない場合は、その旨を記載してください。

見解	機能的記載のクレームの制限及び留意点
1	<p>クレームを作成する適切な方法が他に存在しない場合に限り、出願人は中国において機能的クレームを作成することが許される。この基準によると、コンピュータソフトウェア発明及びビジネス方法発明の両方について、ミーンズ・プラス・ファンクション形式のクレーム作成が可能である。</p> <p>中国の審査官は、コンピュータソフトウェア/ビジネス方法発明が非自明であるのか否かの判断において、非技術的特徴/限定は無視し、技術的特徴/限定だけを考慮する。したがって出願人は、少なくとも独立クレームの主要な発明ポイントが「技術的」であることを確約しなければならない。</p>
2	<p>すべてコンピュータプログラムのフローチャートを根拠にして、当該コンピュータプログラムのフローチャートの各ステップと完全に対応して一致する方式により、若しくは当該コンピュータプログラムのフローチャートを反映する方法クレームと完全に対応して一致する方式により、装置クレームを記載する場合、即ちこの装置クレームの各構成部と当該コンピュータプログラムのフローチャートの各ステップ、或いは当該方法クレームの各ステップと完全に対応して一致するような場合には、この装置クレームの各構成部は、当該プログラムのフローチャートの各ステップ、或いは当該方法の各ステップを実現するには構築しな</p>

	<p>ければならない機能モジュールであると理解すべきである。(専利審査指南第II部, 第9章, セクション5.2)。</p> <p>すなわち、複数のプログラムモジュールによって構成される装置クレームにおける各モジュールは、機能的クレームとみなされるのではなく、コンピュータプログラムモジュールとみなされる。</p>
3	<p>2016年の最高裁判所の司法解釈によると、機能的特徴とは、構造、成分、手順、条件又はその間の関係などについて、それが発明創造において果たす機能又は効果を通じて限定を行う技術的特徴をいう</p> <p>したがって、「何かをするよう構成されたプロセッサ」などの特徴は、機能的な技術的特徴とみなされるであろう。</p>

6 権利行使の観点からのクレームの書き方について

(問) CS 関連発明等では、例えば、クレームで、内部処理の技術的特徴を細かく規定しないと権利がとれない場合や、サーバ側の内部処理を規定しないと権利がとれない場合があり、権利行使の際の侵害立証が難しくなり、有効な権利にならないケースが想定されます。貴国では、そのようなケースで、どのような対応が考えられますか？また、貴所で工夫していることがありますか？

見解	権利行使の観点からのクレームの書き方
1	<p>サーバ側での内部処理、又は内部処理として実行される対象の技術的特徴を、特許クレームで詳細に特定しなければならない。</p> <p>中国において、コンピュータソフトウェア発明がサーバと端末との双方向処理に関する場合、次のような対応が考えられる：サーバ及び端末それぞれについて、2セットのクレームを作成する。さらに、サーバのクレーム及び端末のクレームに関しては、達成すべき1つの包括的な機能によってそれらを定義するよう試みるのではなく、むしろ複数の構成要素を別個に請求する。</p>
2	<p>中国ではコンピュータプログラムを保護するために4種類のクレームが存在する。すなわち方法クレーム、プロセッサ・メモリ・処理工程ステップによって構成された装置クレーム、処理工程ステップによって構成された記憶媒体クレーム、そして複数のプログラムモジュールによって構成された装置クレームである。</p> <p>上述した4種類のクレームは異なる保護範囲を提供する。方法クレームはあまり有用ではない。プロセッサ・メモリ・処理工程ステップによって構成された装置クレーム、処理工程ステップによって構成された記録媒体クレームは、コンピュータプログラムを伴う製品の保護に利用できるであろう。複数のプログラムモジュールによって構成された装置クレームは、SIPOの見解によると、コンピュータプログラムそれ自身の保護に利用できるであろう。ただし、この種のクレームに関する判例は存在しない。</p> <p>したがって出願人は、上述した4種類のクレームを作成することによって、異</p>

	なる側面から自身のプログラム製品を保護することができる。
3	クレームを作成する場合には、処理工程を一方側から、すなわちクライアント側又はサーバ側から説明するのが良い。これによって出願人は更に、クライアント及びサーバの両方における処理工程を含むシステムクレームを作成することができる。

7 CS 関連発明等に関する問題点等、全般について

(問) 全体を通じて、貴国において CS 関連発明等で問題となっている点、問題と思う点等がありましたら、教えてください。

見解	CS 関連発明等に関する問題点等
1	<p>中国の審査官は、コンピュータソフトウェア／ビジネス方法発明が非自明であるのか否かの判断において、非技術的特徴／限定は無視し、技術的特徴／限定だけを考慮する。したがって出願人は、少なくとも独立クレームの主要な発明ポイントが「技術的」であることを確約しなければならない。</p> <p>実際のところ、コンピュータソフトウェア／ビジネス方法発明、特にビジネス方法発明には、非自明性について評価すべき技術的特徴／限定がほとんど含まれていない。それどころか中国の審査官は、大半の特徴／限定を非技術的とみなし、無視している。</p>
2	<p>SIPO はコンピュータソフトウェア／ビジネス方法の保護を強化しており、中国においてコンピュータソフトウェア／ビジネス方法の出願を更に行う好機といえる。しかし、コンピュータソフトウェア／ビジネス方法発明の保護に関する判例はきわめて少ないことから、裁判所が見解を示すことが待ち望まれている。</p>

8 CS 関連発明等に関する法律や審査基準等の今後の動向について

(問) CS 関連発明等に関し、今後、法改正や審査基準等の改定の予定がありますか。予定の有無について、YES/NO にチェックの上、YES の場合は、改正、改定予定の「法律や審査基準等の名称」及びその「改正、改定の方向性」について記入をお願いします。また、最近、開発が活発な AI や IoT 関連技術の審査基準等に関するトピックスがあれば、記入をお願いします。

CS 関連発明等に関する法律や審査基準等の最新動向
<p>CS 関連発明等に関する法改正等の予定がある： <input checked="" type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO</p> <p>法律や審査基準等の名称： 専利法 2 条 1 項、専利法 22 条 3 項</p> <p>改正、改定の方向性： 中国において、コンピュータソフトウェア／ビジネス方法発明の保護を更に拡大する。</p> <p>AI や IoT 関連の審査基準等に関するトピックス：</p> <p>過去数年の間、中国では AI 及び IoT に関する多くの話題が挙がっており、その中に</p>

は「中国においてAI、ビッグデータ、IoT分野の発明をどのように保護するのが最善であるのか」などが含まれる。

平成 29 年 11 月

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータソフトウェア関連
発明等の特許保護の現状に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>